

# 山形經濟志料

## 第一集

### 目次

- 一 挿圖（山形名所名物番附）
- 一 發刊の趣旨
- 一 山形商家の懷古
- 一 山形の銅鐵器
- 一 資料
- 天保年間山形の物價
- 其他數項

山形縣會館編輯  
經濟志料編輯部



# 始



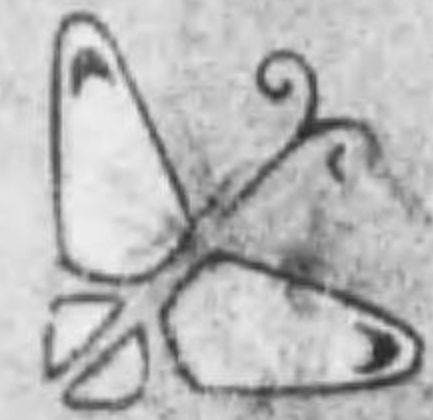
505  
2

# 山形經濟志料

## 第一集 目次

- 一 挿圖（山形名所名物番附）
- 一 發刊の趣旨
- 一 山形商家の懷古
- 一 山形の銅鐵器
- 一 資料
  - 天保年間山形の物價
  - 其他數項

山形商會會議所  
經濟志料編輯部



21003

505-2

# 山形經濟志料

## 目次

一 挿圖 (山形名所名物番附) .....	渡邊正三郎	五
一 發刊の趣旨 .....	渡邊正三郎	五
一 山形商家の懷古 .....	渡邊彌太郎	九
一 山形の銅鐵器 .....	吉川善太郎	九
一 經濟志料 .....		九
一 天保十三年諸色直下け取調帳 .....		九
一 文政七年の洪水 .....		九
一 天保四年諸色直段 .....		九
一 旅籠屋渡世の伺書 .....		九

發行所 寄贈本

正 大 九  
10.10.19  
寄 贈

一讓渡畑之事	九
一相對證文	一〇三
一覺書	一〇三
一敷金畑之事	一〇五
一家屋舗並田畑預證文	一〇八
一敷作渡田之事	一〇九
一山形御産物廻漕の書付	一一三



# 山形經濟志料〔第一集〕

## 發刊の趣旨

山形經濟志料第一集成り今や之を有志に頒たんとするに當り、一言其の由來と發刊の主旨を述へやうと思ふ。

吾山形地方の産業の沿革變遷等より汎く社會經濟の發達の跡を尋ね知らんとするも適當の成書なきは勿論例へ斷片的にも之を徵すへき材料は大抵散逸して欠けて居る爲め非常なる不便と苦心を要するのである。若し斯ふ云ふ要求を充すへきものかあつたならば、如何に後進の爲め有益であらうと常々考へて居つたか、夫れには先づ其の資料を細大とな

く蒐集する事か先決問題である。然し斯る事業は容易ならざる大事業であつて、一箇人の仕事としては材料蒐集上の困難もあり、且つは永く繼續すへき事業であるから、寧ろ商業會議所と云ふ公なる機關の手で着手する方が適はしくもあり、且つ便益であらうと信したので、余は大正九年一月八日會議所役員會のあつた際、是の事を三浦會頭初め役員諸氏に計つた所か何れも賛成を表せられたので、案を具して經濟志料編纂掛を會議所に設置するの議を同年一月三十一日の通常總會に提案したる處、滿場一致にて決議せられ、次て編纂に關する一切の事は余に一任せられたので、爾來本所元書記長有泉龜二郎氏を初め、市立山形商業學校長渡邊徳太郎、史實家五十嵐清藏、新聞記者川崎浩良、山形縣立商品陳列所長吉川善太郎の諸氏の意見を徵し、大體の方針を定め、材料の蒐集に着手したのである。今回僅かなから得たる史料を以て試に第一集を發刊するの運に至

つたのである。

是の場合一言言ひ加へて置きたいことは、經濟志料とは如何なるものを云ふ乎、之に付ては内田銀藏博士の著「日本經濟史の研究」中に最も適切に之を説明して居るから、其の論文中より二三拔萃して左に掲ぐることにする。

### 日本經濟史緒論中

經濟史とは經濟事實の歴史の謂なり、經濟事實の變遷沿革を論述し、其の發達進化を考究する之を經濟史の目的とす（下略）。

### 又同書收録の「日本經濟史研究の材料に就きて」の條下に

日本經濟史の材料其のものについて聊か申し述ふることを、致しませう。

今日我々が日本の經濟史を研究するに就いては、どういふ材料に據つて調べたならば宜しいか、之が今晚私が主として御話しやうと思ふて參つた事柄でありますけれども、之を少しく委しく述べやうとすれば随分長くなることですから極々簡略にして置きます、先づ日本經濟史

研究の材料は一體甚た乏しくはないか、斯う云ふ間は屢々私共の受くる所であり、日本の經濟史を研究するに云つてもそれは困難だらう、さうも古い所に就ては好い材料がないだらうと云ふ人が多い、是は一通り尤に聞ゆることであります、併し實際段々調べて見ますと研究の材料はさう全く乏しいとは言へないのであります、研究の材料は時代により事柄によりては甚だ闕乏して居りますけれども、全體に於ては割合になか／＼澤山にある問題によりては材料が多くあり過ぎて悉くは取調か容易に行届き兼ねる程であります、先づさつと申して見ますと、其の研究の材料には種々なる遺物がある、昔の錢などは其の一例である、有形の遺物の外にまた無形の遺物があります、言語制度習俗等は即ち無形の遺物であつて、それによつて過去の經濟狀態を察し、經濟事實進化の徑路を推知することが出来ます、神話傳説は太古の經濟狀態を考へる上の参考になりますし、俚諺俚歌の類も場合によつては我々の研究の助けになることでもあります、昔の繪畫及地圖の類なども屢々研究上の参考になる、それから書いた物に至つては所謂正史雜史の類の中に材料がある計りでなく、古い記録、文書、帳簿等が種々有益なる資料を多く供給する、また諸家の雜記、隨筆、詩文集、歌集、紀行等の中から材料を見出すことも出来ます、戯曲、小説の類も取捨して利用すれば矢張り役に立つことである、右の如き次第でありますから經濟史研究の上に利用すべき材料は、實に種々様々なものがある譯であつて、從て割合に随分多くあるのである。

それ等の材料の中、或るものは主として經濟史よりも他の研究の方に利用せらるゝこと多く、また或るものは外の研究には餘り役に立たないで、専ら經濟史の研究に利用せらるゝこと云ふ差異があります、例へば小説戯曲などは經濟史家も時として利用するけれども、先づ主として文學史家の研究する材料である、秀吉とか家康とかの文書は、其の或るものは經濟史のよい資料になりますか、概して申せば政治史の方、またそれ等の人物の傳記を研究する上に特に必要なる材料であります、之に反して土地賣買の證文だとか、租税の收納に關した帳面だとか、いふ類を始めとして、主として經濟に關して参考になるものか、また頗る多くある、それ等は經濟史家が専ら取調べ、他の方面の研究者は餘り興味を持たぬ譯でござります、但しそれ等特に經濟史の材料と稱するものも、同時にまた見方によりては屢々他の方面の研究にも利用せられ得ることであり、絶對的に經濟史のみに役立つさういふ材料は殆んどないと思つて宜しからうかと思はれます。

右所論によりて經濟資料の如何なるやを窺ふ事が出来るが、經濟史の



範圍の汎きこと政治史と異ならざるものであるが、一般史としては既に刊行せられたるもの、縣に山形縣史あり地方に郡史あり、我山形市の如き現に市史編纂に着手せられてあるやうの譯であるから、本會の事業としては専ら産業に直接間接に交渉ある史實、傳説等を探討搜索し、獲るに従て隨時出版せんとするのである。本誌は右様の次第であるから、載する所のものは箇々の材料にして、密なるもの粗なるもの古きものと新しきものとのを擇はず、雜然として其の間何等の連絡もなく至つて無秩序のものであるか、然し今にして蒐集せざらんか、傳説口碑の如き日に亡び行き、古文書古記録の如き日に散逸して復索むるに由なきに至るであらう、本誌編纂の趣意も全く此點に存する譯で、若し夫れ他日本誌を採りて系統連絡ある史編を成すべく、學究の士の參考となることもあらは實に本懷の至りである。

希くは大方の諸士、幸に本誌編纂の趣旨を翼賛せられ、資料の提供を吝むなく本會事業の目的を達成せしめられんことを。

大正十年九月

山形商業會議所副會頭  
山形經濟志料編纂部委員長

渡邊正三郎述



## 山形商家の懐古

渡邊彌太郎氏 一夕話

山形地方に於ける古い事跡としては、最上義光公以前になると何等史乘の徴すべきものが無いので一切判明せぬ。義光公以後の事と雖も、固より系統的に組織立つた記録など有る譯でないから精確な事は稽へ及ばない。唯纔に遺れる所謂斷翰零墨と云つた如なもの、或は古老の口碑等に傳へられてゐる事を綜合類推するの外ないのである。惟ふに、城下としての山形は、鳥居侯以後碌高が著しく減じられ、殊に代々の領主が、在封年數短く、移封轉易、頻々踵を接して行はると云ふ如な關係で、米澤、庄内等の如くに振はなかつたのである。併し商業地としての山形は、正に奥羽一帯に亘りて商權を把握し、隱然奥羽經濟界の中心となつた時代もあるので、山形は古くから商

業都市として聞け、偉い富豪も輩出したのである。舊幕時代から明治維新前後にかけて、事跡の傳へられて居る商人の活動振りを想ふ時、我等山形商人の子孫たる者に於ては一種の淡い誇りを覺ゆる。

抑も、豊太閤が、撥乱反正の功業成り、文祿年間新に伏見城を築くや、麾下の譜代を始め、伊達、最上、上杉、佐竹等の外様大名に至る迄、天下の諸侯を伏見城下に屯在せしむる爲め、夫々屋敷を分賜したが、由來伏見の地域は、是等諸侯に隸屬する郎徒迄も置く程の餘地が無いので、隣國江州一圓を諸侯の秣場として充て行はれ、郎徒は概ね江州に居住したのである。當時義光公は江州蒲生郡大森（最上源五郎義俊改易の際大森に於て改めて五千石を賜はり、幕府の高家に列し、子孫此處に居住して廟食せり。現今は玉緒村と稱す）に於て五千石の地を賜はり、公の郎徒此の地に居住した事が記録に遺つてゐる。斯様な緣故から、土地の住民中に山形に移住した者があつて、所謂近江商人の商風を移して、茲に山形商人の素地を作り、其の遺澤が遂に奥羽の商權を

支配するに至つたものと想像されるのである。

#### 江州移民の裔

江州から移住した者の後裔で、今日儼存して居るのは、近江屋の一門である。次に十日町山十の處に大十西谷と稱する家があつた。之は義光公時代から連綿として來たもので、確か明治十年頃迄微かながら暖簾の影を見せてゐたが、今は如何なつて居るか判らぬ。又濱村、村井も江州の日野から移住した人の後だと聞いて居る。

江州から移住した者の當時の營業は、輕荷、出店と唱へ、其の商品は、江州國産の蚊帳、生蠟、綿等であつた。其頃最上地方の國産は麻であつたので、蚊帳の原料とすべく、双方國産を互易したものと思はれる。近江商人阿部彦太郎（屋號を布彦と稱せり）は山形に麻の仕入れに來た者で、夫れが代々の營業として明治になつてから迄繼續した。布彦が山形滞留中の足溜りは、四日町の富田勘四郎であつたさうだが、後に十日町の丸太（中村喜兵衛氏）に替へたさうである。

### 伊勢移民の裔

一三

今より三百年前、即ち元和の頃に、伊勢の松坂在豊田村から兄弟で山形に移住した者があつた。兄の方は國名を屋號の伊勢屋と稱して旅籠町に住み豊田久吉と云ひ、弟の方は在地の名に因み、松坂屋と稱し、豊田仁兵衛と云つた。酒屋豊田仁兵衛氏の祖である。二代目仁兵衛の弟が八日町に分家して藥店豊田傳右衛門氏の祖となつた。何の緣故で伊勢から山形に移住したのか、其の理由は判らぬ。

### 最上家一族の裔

義光公の時代に、最上家の一族として榮えた山野邊の館主山野邊右衛門太夫の長男某(其の名を逸す)が、江戸詰の頃に、人を殺した廉で武門を捨て、商家に聳入りし、斯波某と稱した。斯波の家は最上家が盛な頃には聞けた豪商であつたこの事である。其の跡が今の斯波久兵衛氏で、右衛門太夫の長男某の聳入りする前は齋藤姓を稱し、最上家の御用吳服商であつたこの事だ。

### 結城氏の裔

十日町の和久井助右衛門氏は、堀田侯が山形に入部された頃からの舊家で、其頃は助左衛門と稱し、結城氏の末裔だと云つてゐるさうである。其の関係であるか怎か知らんが、紋所は二ツ引で、後に之を商標に用ゐて居る。餘程の豪家で、假令千歳山が崩るゝとも和久井の潰れる氣遣ひがないとさへ云はれたさうだ。小荷駄町(弓町)今の山鹿氏の處に念佛堂があつた。之は和久井一家で建立したこの事だ。殊に菩提所なる材木町常念寺に在る同家の墓所の堂々たる、家臣何某などゝ刻み付けてあるのを見ても、當時の全盛振りが想はれる。

### 關東移住者の裔

自分(渡邊彌太郎氏)の屋敷は、古小林玄端(通稱七郎右衛門)と云ふ醫者が居住した處である。玄端と云ふ人は元野州足利の産で、最上義守公(義光公の父)の招聘に依て山形に來り、最上家の御殿醫となつたのである。此の七郎右衛門の前は京都に住し、當時

の醫位たる法橋に任じ、代々法橋玄端と稱したとの事である。此の玄端には大乙丹と稱する家傳の名薬があつて、其の頃起死回生の名薬と唱へられた、江州日野正野法橋玄三（玄端と同門の弟子なりしと云ふ）の秘劑たる感應丸と同質の薬であつたさうだが、帝都に近い江州に居る玄三の感應丸は、天下の名薬として弘く喧傳され、感應丸と云へば恰も薬の代名詞となれる程なるに、地の利を得ない山形の玄端の大乙丹は名聲は遙かに及ばなかつたのは無理もない事である。玄端の家は過去帳などには委しくないけれども十八代も傳はつたさうである。何代の人か判然せぬが、享保の頃繪の名人があつた。雅號を雪紅と號し、始め勢州長島の城主増山雪齋侯に師事して繪を學び、後長崎に住き唐畫の筆法を修め、大いに會得する處あつたさうで、畫風の如きも沈南瀨の趣があつた。然るに天此の畫家に壽を藉さず、僅か三十歳前後で世を去つた。此の人長崎遊學の時支那人から梅の實を以て氣付薬を製する方法を傳へられ、歸來八百屋草苧伊兵衛（子孫旅籠町に現住す）に傳へて製造せしめ、之を熨斗梅、甘露梅と名付けた。即ち

山形特産の熨斗梅、甘露梅の濫觴である。雪紅の筆に成る「のし梅、甘露梅」と題した看板が伊兵衛の家に傳へられてあつたのだが、明治四十四年の大火で焼失した。

玄端と向家で旅籠町に、小林喜左衛門と云ふ吳服店があつた。頗ぶる豪家で、其の屋敷の如き、今の縣廳前通りから裁判所裏通り迄間口三十間餘もあつたさうである。何代目か享保の頃に却々風流な人があつた。特に俳偕を能くし、俳號を風五と稱した。晩年に及んで今の三浦和平氏の處に隱宅を建て、隱栖後は俳偕、茶の湯などに雅懷を行ひ、只管風流三昧に餘生を樂んださうである。

現在足利屋の屋號を用ゐて居る家十數軒あるが、其の内小林姓を稱するは概ね玄端の分家で、小林姓以外の者は番頭分家である。

#### 肥前大村浪人の裔

市村家の祖先は、肥前大村の浪人であるとの説がある。如何なる緣故關係で遙々西國の陞から、出羽に移住したのか其の邊は判らぬ。始め山の邊在の根際に居つて、

後山形に移つたこの事だ。六日町の市村清兵衛と云ふ人が宗家であるらしい。二人の弟があつて一を儀助、次を清左衛門と稱した。横町の市村彌兵衛氏は清左衛門の後である、清左衛門は享保の頃海邊で遠く京坂地方と取引を爲し、船も二隻を有つて居たさうである。當時仙臺、酒田、敦賀の各地に支店を置き、大規模な商ひをしたこの事である。此の事は宮町兩所宮の石燈籠に鑽り付けてあり、尙出店、支配人等の名も残つて居る程だから、以て其の盛況を想ふに餘りある。此の人は晩年隱居して神保河内守の社家株を六百兩で譲り受け、八幡宮の社家になつたさうだ。

十日町の村井は、江州日野から移住した人の後である事は、前にも述べて置いたが、海廻りて京坂地方と取引した事がある。砂糖、綿、生蠟などを上方から仕入れて來て、最上の國産を上方に廻はしたものださうである、以前は仙臺(國分町田邊洋品店の處)に出店を置き、伊達領にも手を延ばしたさうだ。二百年以來の舊家で、店舗の如きも元祿年間(赤穂義士の頃)に建築したものとかに傳へられて居る。惜い事には南部大火の時に焼失した。

#### 會津移住者の裔

に焼失した。

天正年間に、法華町の淨光寺が會津から山形に移轉された時、一緒に跟いて來た人で、富田六右衛門、有澤半左衛門と云ふ者があつた。見る處あつてか、二人とも歸農して四日町に居住した。六右衛門は藥種商を始め、次第に産を殖し、著名の富豪となつた。其の屋敷ならば途方も無く廣いもので、持地の如きも山形から船町の最上川河岸迄、他人の地所を踏まずに往復したと云ふ程で、其の米庫も四日町の屋敷から小橋町今の工藤森之助氏の邊迄建て並べ、金井村の志戸田にも、家屋敷が二十幾軒とかあつたさうだ。淨光寺の關係で四日町全町を法華宗に改宗させたと云ふなど、素晴らしい勢力であつたものと思はれる。斯ばがりの大富豪も、中頃嗣ぐべき人が無かつた爲め、斷絶の姿となり、分家の富田勘四郎が之を合併したこの事である。(勘四郎の事は別に記す)

山形土着の商家

南部

十日町に青山と云ふ舊家があつた。屋號を大坂屋と稱し、其の一門に留平、善左衛門、嘉左衛門、治右衛門等があり、何れも相應に繁昌した。今の商業學校の處が善左衛門の屋敷跡で、家業は醤油屋であつた。五日町の鈴木屋と云ふのも、富豪と云ふ程ではないが、大△<sup>タイロク</sup>とて聞けた家である。其の分家縁故なる安藏、彦太郎、清兵衛など相當の家柄であつた。

三日町に小林五兵衛と云ふ富豪があつた。今の長谷川吉三郎氏の處が其の屋敷で、小林が衰えてから丸山で買ったのである。當時丸山としては永く榮えた富豪の跡と云ふ縁喜から小林の處よりも、寧ろ旅籠町の玄端の跡を希望されたとの事である。

長谷川家に吉郎治、吉内、吉六の三人兄弟があつた。長兄吉郎治は總本家で、屋號を丸長と稱し、次弟吉内は丸谷を屋號とし、三弟吉六は不幸夭折した。今の丸山家吉

三郎氏夫人は吉六の後である。丸長は砂糖、綿、生蠟等を京坂地方から仕入れ、同時に最上の國産を京坂に送ると云ふ風に、盛んに海運を利用し、仙臺、秋田、酒田、南部地方に迄手を延ばし近世の大富豪となつた。丸谷は以前から呉服商である。

三日町の福島屋の祖先は、今の南沼原村沼木から來た人である。農家の子息ではあるが、商機を知るに敏なる人であつたと見えて、其の頃三日町の荷問屋渡邊太郎兵衛方に來り、毎日駄賃取りを行つて居りながら商業に志し、山形に移住し、資産を作り上げたもので、一代に富豪となつた處を以て見ても、餘程偉い人であつたらしい。

十日町の大屋山十佐藤利兵衛、其の分家たる佐藤利右衛門も、昔は京坂地方と直接取引をした古い商家であるさうだ。

中部

元祿の頃横町に山口甚兵衛と云ふ家があつた。甚兵衛は小白川村山口次郎兵衛の次男で、農家の出であるが、却々機略があつた。其の頃、今の専稱寺改築の事があつたの

で、工事に従事して居る職人や人足に肴を賣つて資産を作り、横町に家を持つてから京坂地方とも取引したさうである。富豪と云ふ程ではなかつたが、兎に角千歳山の萬松寺本堂を獨力で建立した處を以て見ると、決して尋常一様の商人ではなかつたらしい。

六日町に丹野六之助と云ふ酒屋があつた。祖先は勇右衛門と稱し、楯山村の青柳から移住した人である。屋敷は今六日町角の處で、代々六之助の通名で、酒屋營業を行つて來た。一時は營業も却々發展したらしいが、七代目六之助に至り、家業には餘り精が出ずに風流三昧にのみ耽つた。風流の内でも殊に表千家の茶の湯を能くし、隱遁生活に入つてから剃髪し瓢庵と號した程で、茶の湯では宗匠間でも聞けたものであり。隨て交遊も廣く、門下も百人以上あつた。瓢庵の號の由來は、晩年に至り山形縣令折田氏より、石川丈山先生の筆に係る瓢の額面を贈られたのに因ると聞いて居る家業を宰理すべき人が既に斯の通りであるから、其の前から家運が追々衰わかつて來た時、恰も戊辰の兵亂に際し、家族を擧げて山に避難した爲に、酒に火を入れる事

が出来ない。其の結果在庫の酒が全部腐敗し、遂に破産の因を爲すに至つた次第で、實に今昔俯仰の感に堪えない。(此の項七日町丹野寅吉氏の談に依る)

(附記、七代目六之助即ち瓢庵翁の息丹野寅吉氏は、現に七日町旭座前通にて旅人宿業を營み居れり)

堀田侯が山形に入部された時、隨身して來た人に佐久間某と云ふのがあつた。藩の御用商を勤めて居たが、堀田侯佐倉に轉封の際、居残つて山形に永住し、其の後の領主に御用金を献納した廉を以て、五人扶持を賜はつたさうである。屋敷は七日町で、之も當時に於ける相當の商家であつたこの事である。

#### 越前朝倉浪人の裔

旅籠町の佐治吉左衛門の祖先は、群雄割據時代北國の重鎮として聞けた越前朝倉家の臣で、其の身分も一萬石以上を領した門閥家であつたさうだ。天正年中朝倉義景が織田信長の爲に滅ぼされ、家臣が流離四散した際、吉左衛門は同僚三名と共に故國を



亡命し、北陸道を経て出羽に落ち付いたものらしい。三人の内一人は酒田に居住して白崎良彌氏の祖となり、一人は九里三郎兵衛とて米澤に居住し、一人は即ち佐治吉左衛門である。三人共國名を其のまゝ屋號に越前屋と稱して居る。何代目から商人になつたか今判らんが、越前から來た吉左衛門は當時最上家の臣江口五兵衛の娘を聚つたこの事であるから、其頃は、矢張武士であつたものと思はれる。商人になつてからは京坂地方とも盛んに取引し、偉い財産家になつたさうである。文政二年山形北部大火の際に、土藏二十四戸前焼失したと云ひ傳へられてある處を以て見ても、豪商の面影が偲ばれる。惟ふに山形にも舊家は少くないが、天正以降家運に多少の盛衰隆替があつたにしても、今日迄連綿相繼ぎ、素封家として現在して居る家は南に村井家、北に佐治家あるのみである。

## 北 部

四日町には、前に述べた富田六右衛門の外に武田勘兵衛と云ふ豪家があつた。當時南部の土谷彦四郎と並び稱された程である。其の屋敷は今三浦權四郎氏の隣で、間口

が二十五間もあつた。四日町の稻荷社の石鉢に、武田家の全盛當時を偲ぶべき事柄が鏤刻されてある。

富田六右衛門の分家富田勘四郎は、茶と紙を商ひ、本家に後嗣が無く、絶家の如になつた爲め、本家末家を合併したので、一躍大富豪となつた。勘四郎は又武田勘兵衛とも重縁の間柄であつた。夫故に本家のも、勘兵衛のも、其の佛事供養等全部勘四郎に於て執り行つたさうである。勘兵衛の家運が衰へかゝつた頃には、勘四郎の立附米が八千三百俵も積まつたこの事で、之も當時南部の富豪小林五兵衛に比べ、南北好一對の豪家と稱せられたさうである。

四日町吉野屋吉兵衛も、三百年來動かぬ舊家である。祖先は何處かの武士であつたらしい、別に資産家と云ふ程ではないけれども、兎に角門閥家であつた。就中六代目吉兵衛は、商人としては些と氣位の高い、孰れかと申せば武家氣質の人で、隨て貨殖の方などには一向無頓着であつた。三浦屋權四郎とは兄弟であるが、權四郎の方は之

と反對に、如何にも商人風の理財に長けた人であつた。又三浦屋の義弟なる權吉と云ふ人は却々の傑物で、學は和漢に通じ、醫術、易道の心得もあり、趣味としては圍碁漿棋の嗜みもあり、殊に圍碁は本初段の腕であつたさうで、到底家業大事に守成に甘んずるやうな性質ではない。赤手空拳獨力で以て、自己の運命を開拓せんとする創業家であつた。本來三浦屋を相續すべき人であるけれども、所謂鯨鯢は湖沼に棲ますと云つたやうな柄である處から、權吉の姉なる人に吉兵衛の弟を養子に迎へ、三浦屋の後繼者としたのである。相續者たる束縛を解かれた權吉としては、茲に於て不羈獨立自己の天稟を發揮し得る立場となつた。元來彼の素志は帳場格子の蔭で、鰯朱の利を計るにあらずして一攫萬金を謀るにあつた。彼の機略は如何に動いたかと云ふに、海運業に着眼したものゝ如く、秋田に往つて形勢を觀望した。其内に媒介する人ありて或る船問屋の養子となつた。子が無かつたので、其後三浦屋の末子善兵衛を貰ひ、自分の養子にした。(善兵衛は後復歸して柴崎家の祖となる)左右して居る内に海運業の素

養もついたので新潟へ行つて船を買はんとしたが困つた事には財政が許さぬ、乃で吉野屋吉兵衛に相談をしたものと見ゆる。吉兵衛とてそんな餘裕のあるべき資産家ではないが、權吉の人爲を知れる吉兵衛は一議も無く快諾して之を買取り、船の運用方は一切權吉に任せた。一隻は八百石積で之を龍鳳丸と名け、一隻は七百石積で神社丸と名けた。龍鳳丸には自身船長として乗り込み、神社丸へは山の邊の吉野屋小太郎を船長として乗込ませ、手始めに松前貿易を行ひ、遠く北見の宗谷方面に迄航海した。宗谷から下の關迄の冒險航海を行つたのも其頃の事で、今の浦潮方面近く迄遊弋したもののらしい。海と云ふものゝ智識に乏しい山國産れの、爾かも航海業の幼稚な當時に於て、遺憾なく海國男子の爲に氣を吐いたものと云ふべきである。然るに、其後兵庫から紀州家の御藏米を積込んで、江戸に廻航するの途次、暴風に遭ひ、紀州宇久江濱沖に差し蒐りたる時暗礁に乗り上げ、船体は滅茶々に破壊したが、彼は身を挺して乗込員を救ふた其の勇敢なる動作は、實に見事なものであつたこの事だ。當時龍鳳丸に装

置してあつた羅針盤は、今も實家(渡邊吉兵衛氏)に残つて居るし、船箆筒は三浦家に在る筈だ。

吉野屋吉兵衛は、非常に信仰家で、明治四十四年の大火で類焼した薬師堂は、吉兵衛が發願で建立したものであつた。之か爲に叡山天臺座主から、天真院と云ふ院號を賜はつて居る。

#### 富豪の輩出する地相

古老の言ひ傳へに依れば、山形の富豪は乾から巽にかけ勃興し、殊に三日町と四日町とは、昔から富豪が輩出する地相だとの事だ。如何にも成り來りを稽へると、事實之を證明してゐるかに思はれる。昔では三日町に土谷彦四郎、長谷川吉郎治、小林五兵衛、四日町に富田六右衛門、武田勘兵衛、富田勘四郎等代表的富豪が算へられ、現在も亦然りではないか。

#### 和右衛門火事

今も尙人口に膾炙して居る和右衛門火事と云ふのは、山形災害史上に特筆すべき大火であつたそうで、其の火元とは七日町足利屋小林和右衛門と云ひ小林玄端の分家である。出火の日に來客があつたので、之に田樂を饗せんとして火を失したのから、大事に至つたとの事である。

#### 山形南北の肴市

以前山形には、仙臺と、庄内とから鮮魚が輸入を仰いだものである。仙臺からは笹谷越わて來て小荷駄町(弓町)に肴市がたつた。仍て之を南肴町と唱へ、庄内から來るのは六十里越で今の肴町に市場があつた。それ故に南肴町に對し今の肴町をば北肴町と稱したものだ。

#### 山形城口の薬店

山形には昔、城を中心として口々に薬店があつた。即ち小橋口の富士屋富田六右衛門、七日町口の大津屋高田弓太郎、鉢口の足利屋小林玄端、十日町口の大坂屋青山治

右衛門、吹張口の松坂屋豊田傳右衛門等である。斯く要所々に薬店があつたのは偶然であるが、或は藩の政策上で故らに要所に配置せられたものか、其の邊の事は判然せぬが、恰も江戸城に於ける大手町の本町、大坂城の大手に當る伏見町、道修町などの例を考へると、偶然とばかり云へぬ様な感じもする。

#### 最上公時代の國産

最上義光時代に於ける山形の國産と云へば、蠟燭が主であつたさうだ。今の蠟燭町、材木町方面は當時蠟燭かけ業者が軒を並べてあつたこの事で、領主へは蠟燭を貢納した。それで免租の特典を與へられたもので、地名迄御免町と稱した。最上蠟燭と云へば其頃關東地方にも名聲のあつたものさうだ。嘗て徳川家康公が駿府在城の砌、夜に入りて蠟燭を點けた處、暗いから最上蠟燭と取替へよと仰せられたと云ふ事が、駿河日記か何かの記録で見た事がある。單に製成品ばかりでなく、蠟の原料たる漆の實も産地は地租を免せられたこの事だ。今の香澄町木の實小路には漆の實を入れ

る倉庫があつたさうで、名所の起りは漆の實に因んだものである。

#### 最上の特産紅花

山形の紅花は、傳説に依れば慈覺大師か、安然大師(山寺立石寺第二世)の頃に移植したものとある。確かな記録ある譯でないから、果して事實であるか否か判らんが、兎に角餘程古くから栽培したものらしい。紅花の事が始めて記録に現はれたのは、最上義光公の時に、公が病氣に罹り湯殿山に病氣平癒を祈願した其の祈願文に、紅花一貫四百匁寄進云々の句がある。惟ふに、大國の領主が紅花の寄進の事を、祈願文に認めさせた處を以て見ると、當時金穀同様の重要産物として取扱はれた事を察しられるのである。

紅花の産地としては、日本全國を通じて村山地方に限られたやうである。尤も信州の一部からも産出したさうだけれども、之は到底物にならなかつたらしい、當時日本國中で『赤』と云ふ色彩を得るには、最上の紅花より外原料がなかつたこの事である。

隨て紅花の珍重された事も亦異常なもので、最上には、紅花商ひで資産を作つた人が澤山あつたさうである。尾花澤の鈴木八右衛門と云ふ人の如き當時の紅花成金で、江戸に上つて何代目か知らんが高尾太夫に馴染み仙臺様氣取りで吉原廓内を風靡した程であつたこの事だ。それで高尾から人丸の木像を記念に贈られたので現に遺つて居る。近年八右衛門の子孫が社殿を建て、祀つて居る。像は頗ふる名作と稱せられて居る。又徳川時代に上梓された文書(書名を逸す)今の所謂軟文學であるが、其の文書に、大坂の遊廓新町に於て、最上の紅花大盡が豪遊を極めて居る事が載つてある。以て最上紅花商人の、豪奢振りが偲ばれるではないか。

#### 札商ひの濫觴

今の小姓町邊は元藩の廩倉があつた處で、御倉町と稱したものである。舊藩時代は藩士の祿米は毎年三月渡、九月渡と二度に渡される制度であつたが、九月渡の分は現品でなく米券で渡されたもので、之を受け取つた藩士は之を現金と替へる爲め商人に

渡す。之を轉々して後には札商ひと稱するものが出來た。此の米券發行が即ち札商ひの濫觴である。(文責在筆者)

秋元公の家臣高橋重圓翁が手記に、左の和歌が認められてある。

○山形に多きもの

水と石紅花と大豆に裸山

作り酒やま御朱印の寺社

○酒田に多きもの

運上や砂と葭簀と賣女

荷舟船頭扱は町持

町持は江戸の小あけである、當時の山形や酒田地方の有様が窺はれて面白い。

## 山形の銅鐵器

於山形縣商品陳列所 吉川善太郎



山形銅鐵器か近時異常の發達をなし、其の鐵瓶の如きは正に先進地を凌駕せむとし其他美術的作品に裝飾用品に實用品に名聲を博しつゝあるは云ふまでもなし、計數的の説明は之を他日に譲り、茲には關技師の助力を得て蒐集し得たる文書の寫しのみを掲げて、銅鐵器沿革を討ぬるの資料に供せむとす、古文書は更に探求して得るに従ひ之を追補して完璧を期すべし。

【沿革】 本年七十四歳の高齡を迎へられたる元銅町區長角川長八翁の、明治四十三年三月に調査せられたる山形銅器の起源は左の如し。

山形縣山形市銅町鑄物業創立元祖となりたる事、人皇七十代後冷泉院御宇康平年中

約八百六十年前、源賴義公奥州阿倍家征伐之砌り、軍兵野營器具鑄造の爲京都より若干の鑄工を従行し來り、慎戰の令ありと雖當地は實に鑄物業適當の地と見定め、前従行の職工の内五名山形に残りて居住し鑄物の祖たり、日々に昌して此所を銅治町と號す、其後人皇九十九代後光嚴院の御宇延文元年八月六日五百六十六年前、奥州大崎より村山郡山形に御入部に相成り新に霞城を建築す、其際斯波兼頼公殿より鑄金物御用申付られ是を九名に於て献納す、其縁として明治元年に至るまで御用人夫務むる事御免町となる、此時の銅治町は國分寺藥師の脇に居住す、慶長年中約三百二十五年前最上出羽守義光公御時代、國道を変りて銅町と改め山形の北方に變更す、此時の鑄物業たる戸數十七戸あり、元和年中約三百五十年前銅町に於て輸入の事生し、同業者の協議に依り是は第一の機關たる事故庄司清吉氏へ依頼す、氏は態々上州佐野まで出張之を開きたる爲佐野屋と號す。

九戸の人名(延文年間の業者)

小野田平左衛門  
峰田 太右衛門  
長谷川 甚六  
長谷川 惣五郎  
佐藤 金十郎

渡邊 久左衛門  
太田 彌兵衛  
庄 司 清吉  
渡邊 與右衛門

十七戸の人名(慶長年中の業者)

小野田平左衛門  
峯田 太右衛門  
長谷川 甚六  
長谷川 惣五郎  
佐藤 金十郎  
角川 八兵衛

渡邊 久左衛門  
太田 彌兵衛  
庄 司 清吉  
渡邊 與右衛門  
太田 惣兵衛  
庄 司 治右衛門

岩田 久兵衛  
須貝 與治兵衛

菊地 喜平治  
太田 傳四郎

【現時の業況】 大正九年五月三十一日山形銅鐵器業組合附設共同研磨所落成式に於ける長谷川組長の式辭は、能く現時の業況を詳述せるものあり左の如し。

式 辭

回顧スレハ明治四十三年晩春ノ候先覺者ノ唱導ト有志ノ協力トニ依リ本組合成立ヲ告ケ爾來今ニ至リテ滿十年ニ達セリ最初ハ故長谷川長吉氏組合長ニ推サレテ創業經始ノ任ニ當リ菊地熊治氏此ノ後ヲ承ケテ著實穩健ナル發達ヲ爲シ能ク當業者一致ノ實ヲ舉ケ山形金工界ニ寄與貢獻スル所尠カラズ今ヤ不肖乏ヲ此ニ受ケ創立滿十年ヲ記念スヘキ機會ニ於テ其ノ附帶事業タル研磨部ノ落成式ヲ舉行スルヲ得ルハ欣快ノ至ニシテ特ニ内務部長殿ヲ初メトシ縣市當局其他各位ノ御臨席ヲ辱フセルハ本組合ノ最モ光榮トスル所ナリ

抑モ本組合ハ設立以來共同事業ノ興起ト其ノ普及トヲ以テ念トナジ共同利福ノ増進ト弊害發生ノ防止矯正トニ怠ラスト雖モ設立當時ハ基礎ノ鞏固ヲ圖ルニ急ニシテ事業ノ經營ニ指ヲ染ムル能ハス僅ニ研究所ノ設備ニ依テ共同的研究ノ下ニ製造上ノ改善ニ助ケ夜間講習ニ依テ職工技能ノ向上ト徒弟養成ノ事ニ從ヘルニ過キサリシモ漸次發達スルニ從ヒ明治四十五年七月ニ至リ山形銅鐵器信用購買組合ヲ産ミ大正元年八月其筋ノ認可ヲ得今ヤ組合員ノ利用繁ク順調ニ發達シツ、アリ尋テ大正六年二月研磨部ヲ附設經營スルノ議熟シ出資總額ヲ六千圓トシ先ツ半額參千圓ヲ拂込ミテ建築設備ニ着手シタリ其後諸多ノ艱難ニ遭遇シ竣功完備後レテ大正七年十月ニ至リ初メテ機械運轉ノ響ヲ舉クルヲ得タリ設備固ヨリ大ナラス工場ハ僅ニ二十四坪茲ニ備フルモノ輓轡三基研磨器四基之ヲ附スルニ炭末碎紛機ニ杵ヲ以テシ三馬力ノ電動機ハ日々是等ノ機械ヲ運轉シ從來専ラ手工ニ依レル研磨ノ業ヲ革新シ能率ノ増加減ニ驚クヘキモノアルノミナラス製品ノ品位著シク上進シ地方物産ノ發展ニ裨益スルノ

頗ル多キハ組合員一同ノ深ク銘肝スル處ナリ而シテ縣及市ノ地方産業開發ニ銳意セラル、ノ深キ本事業ニ對シ特ニ獎勵金ヲ下付セラレ共同事業ヲ激勵セラル、ト共ニ之カ促進ニ誘掖セラレタルハ實ニ慶賀ノ至ニシテ感奮措ク處ヲ知ラサルナリ願フニ本縣ノ如ク縣市共ニ産業ノ興隆ニ力ヲ致シ教育ノ普及ニ試驗研究ノ完備ニ販路ノ擴張ニ當業者ノ指導ニ事業ノ獎勵ニ其ノ及ハサルモノ殆ト是レ無キノ狀アルハ他ニ多ク其ノ比ヲ見サルヘク誠ニ當業者ノ幸慶ニシテ協心戮力相扶ケ相勵ミテ改善發展ノ事ニ從ヒ以テ是ニ報スルノ覺悟ナクムハアルヘカラサルナリ而シテ研磨部ノ施設ノ如キハ僅カニ共同事業ノ端緒ニシテ今後經營ノ歩ヲ進メサルヘカラサルモノ一ニシテ足ラス庶幾ハ本組合員タルモノ愈々一致結合ヲ強メ更ニ大ニ發展ノ途ヲ講シ以テ山形金工業ノ大成ニ奮勵努力セラレムコトヲ  
研磨部ノ設備ニ要シタル金額ハ建物ニ千百九拾圓機械什器ニ千五百六拾壹圓電動機裝置ニ千貳百七拾參圓ニシテ第一期第二期ハ通シテ百八圓ノ利益ニ過キサリシモ第



三期ハ五百五拾五圓ノ純益ヲ擧ケタリ而モ此ノ計數以上ニ組合員ヲ裨益セルコトノ甚大ナルハ組合員一同ノ覺認スル所ナリトス而シテ茲ニ來賓各位ニ特ニ報告シ度ハ研磨部ノ設置ニ當リ其ノ送電ハ山形電燈會社ノ厚意ニ依レルコト勿論ナルカ送電線ノ新設ハ沿線ニ於ケル工業誘致ノ機會ヲ作り或ハ機織ニ或ハ燃糸ニ或ハ精粉ニ或ハ鐵工業ニ或ハ煽風作業ニ電力利用者ノ増進ヲ來タシタルノ一事ニシテ縣市ノ研磨部獎勵カ及ホセル餘澤ノ尠カラサルモノアルハ本組合ノ深ク慶祝スル所ナリトス要スルニ研磨部ノ設立ハ本組合員一致ノ共同企畫ニ屬スト雖モ其ノ本實ニ縣ニ於テ工業ノ獎勵ヲ厚フセラレタルニ出ツ而シテ其ノ興隆ト否トハ懸テ組合員ノ共同責任ニ屬シ山形金工業ノ消長ニ至大ノ關係アリ況ンヤ世界ノ大勢ハ又曩日ト其ノ趣ヲ異ニシ之ニ順應シテ他ノ殿後ニ落チサルノ途ヲ立ツルコト肝要ナルト共ニ之カ實行又容易ノ業ニアラス組合員益不撓不屈ノ精神ヲ養ヒ勇往邁進ノ覺悟ヲ望ムト共ニ愈縣市當局ノ指導鞭撻厚カラムコトヲ冀フテ已マス

本日ノ好機會ニ於テ本組合ノ最大功勞者タル故長谷川長吉君及菊地熊治君ヲ表彰シ又多年金工業ノ改善指導ニ當ラル、本縣工業技師關清一郎君ノ功績ニ對シ謝意ヲ表スルヲ得タルハ本組合ノ欣幸トスル所ナリ即チ所懷ヲ陳シテ式辭トナス

大正九年五月三十一日

山形銅鐵器業組合長 長谷川長吉

【現代の功勞者】 銅鐵器業の隆盛を來たせるは縣當局市有司等の指導保護に出つと雖も、亦當業者の熱誠之に和せるに由らすんはあらず、其の能く當業者を誘掖し之か共同を計り、地方業界稀に見るの一致的美風を涵養せるもの、實に故長谷川長吉及菊地熊治二氏を推し、且縣產業技師關清一郎氏の眞摯着實にして誠意穩健なる指導督勵を擧げざるへからず、此の三氏の事績は長谷川長吉氏他界葬儀の際に於ける土田本縣勸業課長の吊詞、及び大正九年五月三十一日銅鐵器業組合附設共同研磨所落成式の際表彰せる、左の文書に明らかなるを以て茲に之を掲ぐることにせり、若し夫れ當業者の

組合は、其の指導者たる縣技師を表彰し謝意を盡したるが如きは、蓋し一大美風と謂はざるべからず。

吊 辭

山形鑄造界ノ耆宿長谷川長吉君二豎ノ冒ス所トナリ藥石其ノ効ヲ奏セス溘然トシテ其ノ訃ヲ聞ク嗚呼悲哉惟フニ君資性温良恭謙與望淺カラス夙ニ家業ニ勵ミ鑄造業ノ改善ニ努力シ銳意製品販路ノ擴伸ニ當リ且能ク後進ヲ率ヒ誘掖ノ途ヲ愆マラス又公同ノ念ニ篤ク鑄造業ノ大成ヲ期スル正ニ當業者ノ共同一致ニ待タサルヘカラストシ或ハ金工改良研究組合ノ組織ニ盡力シ其ノ成立スルヤ推サレテ第一次ノ組合長トナリ或ハ信用購買組合ノ必要ヲ唱導シテ之カ設立ニ腐心シ遂ニ完成ヲ見ル等一意鑄造業ノ進展ル計リ以テ今日ノ盛運アラシム其ノ功績實ニ偉大ナリト謂ツヘシ然モ今ヤ國産ノ發展愈急ヲ要シ山形鑄造界ノ前途益多事ニシテ君ノ力ニ待ツヘキモノ頗ル多キ秋ニ丁リ不幸再ヒ起タス幽冥界ヲ異ニス奚ソ痛惜哀悼ノ念ニ堪エム唯夫レ令嗣鶴

吉君ノアルアリ能ク君カ衣鉢ヲ襲キ遺志ヲ達スルニ勗メラルヘク君以テ瞑スヘキナリ冀クハ英靈髣髴トシテ來リ饗ケヨ

大正四年九月三十日

山形縣内務部勸業課長

山形縣理事官從六位 土 田 義 幸

君資性温厚篤實而モ慧敏夙ニ家業ヲ繼承シテ鑄造業ニ從ヒ常ニ其ノ改善ヲ怠ラズ又販賣機關ノ備ハラザルハ地方物産大成ノ所以ニアラズトナシ卒先商業ヲ開始シ具サニ辛酸ヲ嘗メ大ニ販路ノ擴張ニ努ム而シテ君ノ共同利福増進ニ熱心ナル本組合ノ設立ニ産業組合ノ組織ニ皆力ヲ傾ケテ之カ完成ヲ謀リ孜孜經營ノ任ニ當リ兩組合ヲシテ能ク今日アルヲ得セシメ山形銅鐵器發展ノ基礎ヲ確立スルニ至レル等其ノ功績實

ニ尠カラス遺績今ニ至リテ更ニ芳シ仍テ茲ニ銀製香爐一箇ヲ靈前ニ呈シ永ク追彰ス

大正九年五月三十一日

山形銅鐵器業組合

組合長 長谷川長吉

故長谷川長吉殿

君資性堅實恭謙夙ニ家業ニ從ヒ鐵鑄物業ノ發展ヲ以テ自己ノ使命トナシ卒先各地ヲ巡歴シテ實狀ノ查察ヲ遂ケ又製造法ノ研鑽攻究ヲ怠ラス其ノ得ル所ノ知見ハ實踐躬行シテ範ヲ同業者ニ示シ刻苦精勵能ク山形鐵瓶ヲシテ先進地ノ製品ト稱ヲ競ハシメ名聲ヲ江湖ニ揚グルニ至ラシム而モ君ノ共同心ニ篤キ本組合並産業組合ノ設立ニ銳意熱注シ經營其ノ途ヲ過ラス遂ニ今日アルヲ得セシメラル、等其功績實ニ顯著ナリ

仍テ茲ニニ銀杯一箇ヲ贈呈シ永ク之ヲ表彰ス

大正九年五月三十一日

山形銅鐵器業組合

組合長 長谷川長吉

菊地熊治殿

曩ニ本縣ニ於テ工業ヲ獎勵セラル、ヤ我金工業亦其ノ恩澤ヲ蒙ムリ明治四十一年以來毎年講習會ヲ開催シテ當業者ノ技能養成ト其ノ向上トニ盡サレ四十五年ヨリハ更ニ專任技術者ヲ常置シ以テ今日ニ至ル其ノ手厚キ保護ハ洵ニ感激ニ堪ヘサルナリ而シテ貴下ハ縣ノ招聘ニ依リ明治四十二年以來講習會講師トシテ毎年來形セラレ四十五年ニ至ルヤ工業教師ノ囑託ヲ受ケ我が銅町ニ常住シ大正四年本縣工業技手ニ任ジ

同七年本縣技手ニ任シ大正八年工業技師ニ陞任セラル此ノ間年ヲ閱スル實ニ十有二年ノ久シキ終始一日ノ如ク懇篤熱誠能ク縣ノ趣意ヲ体シ以テ當業者ノ實地指導ニ或ハ圖案ノ調製ニ或ハ夜學講習ニ或ハ徒弟ノ養成ニ或ハ當業者ノ一致共同ニ或ハ共同事業ノ興起ニ盡瘁セラレタリ今ヤ我ガ山形金工業ノ面目全ク一新シテ製品ノ名聲噴々天下ニ揚カリ能ク江湖ノ嗜好需要ヲ喚フニ至レルモノ一ニ貴下ガ提撕誘掖ノ賜タラズンバアラス是レ本組合ノ感謝措ク能ハズ愈貴下ノ健康ヲ祝福シテ止マザル處ナリ仍テ茲ニ銀杯一箇ヲ贈呈シテ深厚ナル謝意ヲ表ス

大正九年五月三十一日

山形銅鐵器業組合

組合長 長谷川長吉

關 清一郎殿

○

【たゝら唄】 世運の進歩は工業組織の基礎に變化を及ぼし、銅町に於けるタタラ亦漸やく影を潜め、電氣動力に依る煽風送風に移りつゝあり、從て足踏みならしつゝ聲高に歌ひたるタタラ唄亦斷ねんとす、此の唄を聞くを得ざる様になれるは残り惜しき感あれど又己むを得ざる事なり。

韃 唄

なんばん鐵の様なあなたでさへも

わしのたたらでよくとける

今日もたたらであすまたゑ々羅

たゝら吹かなきや暮されぬ

たゝら吹けく吹けく多々羅

吹けばふくほご金がわく

これで吹けなきや金たきやぼだ

まだも吹けとはさきやむりだ

今日もたゝらで明日またたゝら

ごんごんと銅やまちはん昌する

【薄墨繪旨の寫】 薄墨繪旨の寫なるものあり、寫字誤謬多く讀み下し難き所少からざるも轉抄すれば左の如し、押捺しある菊桐の印章は立一寸一分四厘横五分二厘二重輪廓にして、内廓は立一寸六厘横四分四厘あり、菊は十六桐は五七の朱印なり、而して寛永七年は大正十年より二百九十二年前に當る。

薄墨繪旨寫

菊桐印

一 藏人訴狀燈籠御作守鑄物師等所應令早仕代之狀竝 將軍家下文舉下知等停止諸

國庄園守護地頭所沙汰知人以下諸社神主諸町津關渡山沖海泊津料關料市料山料率分別物以下不可預就中淀河所之關之大津之關所等預金鐵器物賣買藥所禁止燈籠以鐵堅勅事

菊桐印

一 御使藏人民部大尉記遠右近如斯被仰出候也諸國鐵物師金賣藥御用所令禁止諸國庄園守護地頭所沙汰人諸社神主以下諸市津關渡山河海泊津料關料市料山料率分別物以下順次東西南北入相諸商賣不可有違乱妨兼東海道邊鼓打三尺二寸可爲曲事馬之吻料若依惡馬之荷物落事右之者爲地頭政所可被員送損衿鑄物師中自國譽他國相論有之者沒收所也巾一門可被行死罪冥亟則勿違先條到之如件

寛永七年六月

菊桐印

藏人中務少丞

民部丞兼左近衛將監藤原

民部少丞右近衛將監藤原

民部大丞左近衛將監藤原

菊桐印

羽州村山郡最上山形藤原末孫

小野田虎之介

重次花押

【嵯峨御所宣旨】 大正十年より七十七年前、銅町鑄物師大西忠兵衛なるもの嵯峨御所の宣旨を蒙むる、其の寫し及其の折心得方に付達しの寫し左の如し、宣旨の用紙は杉原奉書とも云ふへくや、巾一尺九寸八分堅一尺五寸三分の立派なる紙なり。

(包紙)

大西信濃椽藤原定政 前大僧正

(本文)

嵯峨御所

永 宣旨

藤原定政

宣任信濃椽之旨

御氣色之所候也

者執達如件

弘化二年二月廿七日

前大僧正花押

出羽國山形

銅屋町鑄物師

大西忠兵衛

其方儀自今

當御所江參入被

仰付候然る上者恒例之御禮式無怠慢魚惶之進退有之間敷者也

嵯峨御所

弘化二年巳四月四日

當直

林右衛門權大尉

田中相摸

秋元藩醫長澤理玄は創志ある人であつた、人にして空中を飛べざることがないとて、雀を取り肉から羽迄總体を分折し、其割合で羽翼を拵ひ、六尺斗りの板塀の上から飛出した所が地に墜ちて怪我をした、人皆余りに奇を好む者ださ笑つて居つた、然し現今飛行機の天空高く飛ぶやうになつて、初めて其の卓見に服した。

經濟志料



(編者曰) 此資料は山形十日町中村林兵衛氏所藏にかゝる文書にして、同家の親戚たる當會議所常議員中村喜兵衛氏を経て茲に掲載せる者也。

天保十三壬寅年六月

十日町

被仰出御趣意に付諸色直下け取調帳

覺

一穀 屋

上白差留中白斗り

一味 噌

百文に付 四百目の所 四百五十目

一醬 油

壹升に付 上百もんの所 九拾もん

又壹割貳分五厘増 五百目

増三分引 八十七もん

一豆 油 壹升に付 上貳百の所 並百もの所 壹割貳分五厘引 七拾もん 同 六十七もん六分  
 壹割引 百八拾もん 同 百七拾四もん  
 並百六十文の所 壹割貳分五厘引 百四拾もん 同 百三十五もん二分  
 一酢 壹升に付 六拾五文の所 六拾文 七分六厘九毛引 同 五拾八もん  
 一鹽 壹升に付 六拾八文の所 六拾五もん 四分四厘壹毛引 同 六拾貳もん九分六厘  
 一酒 壹升に付 大麥百七拾貳文もの所 壹割五分引の所 貳割引に申上候 貳割引の外壹升に付 貳文つゝ直下け  
 諸百三拾六もの所 並酒百拾六もの所 貳割引 貳文つゝ直下け  
 一燈 油 壹升に付 四百六拾もの所 四百四拾もん 四分三厘四毛引 增三分引 四百廿六もん貳分三厘  
 一豆 腐 壹挺に付 拾八もの所 壹割壹分三厘引 拾六もん

一納 豆 壹つに付 六もの所 壹割六分六厘六毛引 五もん  
 一あんまやく 五もの所 貳割引 四もん  
 一茶屋の汁 七もの所 壹割四分貳厘八毛引 六もん  
 一巻 壹膳に付 拾貳もの所 壹割六分六厘引 拾もん  
 一餅 壹膳に付 拾五もの所 壹割三分三厘三毛引 拾參もん  
 一宇ぞん 百もの所 貳百貳拾目 貳百廿六もん目六分 百文に付三分増  
 一麩 屋 拾五もの所 壹本目方廿四もの所 貳拾七もの所 三分七厘引 廿五もん目にして貳拾六文 拾五もの所 拾六もん 五分八厘八毛引 拾もん 五分八厘八毛引  
 一八百屋もの 壹割直下け 尙又増引三分 都合壹割三分引  
 一菓子屋 上菓子差留 來月限り 五分直下け 尙又増引三分 都合八分引



一節おとし 品大きくいたし賣々仕候

一鰻 屋 壹平 貳匁の所 壹割引 壹匁八分

拾目に付 舞頭百もんの所 壹割引 九拾もん 増三分引 八拾九もん七分

割合 五拾もんの所 四拾六もん 同 四拾四もん五分

一刻煙草 上關山 四拾もんの所 五分引 參拾八もん 同 參拾六もん八分

三十貳 三十貳もんの所 六分五厘五毛引 三拾もん 同 廿九もん四厘

貳拾四 貳拾四もんの所 八分三厘三毛引 廿貳もん 同 廿一もん貳分八厘

一綿 屋 百もんに付 十八もん目の所 貳分七厘七毛増 十八もん目五分 増三分 拾九文目

一綿打日雇 一日 八百目打 貳百文の所 壹割五分引 百七拾もん 増三分引 百六拾四もん

一染 屋 直下け別紙に申上候

一桐油合羽青漆袖合羽 八匁五分の所 五分八厘八毛引 八匁 増三分引 七匁七分四厘五

同 赤合羽 七匁の所 七分二厘四毛引 六匁五分 同 六匁貳分九

青漆九十二間 六百參拾文の所 七分九厘三毛引 五百八拾もん 同 五百五十四もん八

同 十三間 六百八拾もんの所 五分八厘八毛引 六百四拾もん 増三分引 六百拾九もん八分

一鬢附屋 堅練 四百參拾五もんの所 五分五毛引 四百拾參もん 増三分引 三百九十九もん九分八厘貳

中練 四百もんの所 五分引 三百八拾もん 同 三百六拾八もん

勾入差留透油 貳百七拾もんの所 五分四厘五毛引 貳百六拾もん 同 貳百五十一もん七分六厘

鬢附油是迄の分當八月限り

一蠟燭屋 拾匁掛 生掛 三拾三もんの所 六分六厘引 三拾壹もん 増三分引 廿九もん八分三厘貳

並掛 貳拾七もんの所 七分四厘引 同 廿四もん壹分九厘貳

一釘 大釘上物 百目に付 貳百四拾もんの所 五分引 同 貳百廿八もん 増三分引 貳百廿もん八厘

足貳寸釘 廿五刃目に付 七拾もんの所 五分七厘壹毛引 同 六拾もん貳厘壹毛

並參寸釘 四十目に付 百拾もんの所 五分四厘五毛引 同 九拾五もん貳分壹厘

一桶 屋 手桶 百四拾もんの所 壹割引 百廿六もん 増貳分引 百貳拾參もん

たらい 四百もんの所 同 三百六拾もん 同 三百五拾貳もん

一升入樽 百もんの所 同 九拾もん 同 八拾八もん

但し壹割引の外に貳分引都合壹割貳分引に仕候

一檜物師 壹割直下け 尙又増三分引 都合壹割三分引

一指物師 同 各同斷

一屋根葺 日雇 貳百もんの所 壹割五分引 百七拾もん 十日半

酒代三拾もんの所 酒代三拾もん

一日雇取 貳百もんに酒代の所 貳割引 百六拾文 酒代三十文 十日半

一大 工 當二月迄九日壹分の所相對を以て八日に申請候處

一左 官 此度御趣意に付八日半に被仰付度願 七日壹分の割 九日

一石 工 相對を以六日壹分の所 七日壹分 八日半

一疊 屋 別紙に申上候 七日半

一下駄屋 桐男下駄 貳百もんの所 壹割引 百八拾もん 増三分引 百七拾四もん

同 女 百八拾もんの所 壹割壹分壹厘引 百六拾もん 同 百五十四もん六分

並男下駄 同 女 百五拾もんの所 百三十五もん 同 百參拾もん五分

草履下駄 貳百七拾もんの所 壹割壹分壹厘 貳百四十三もん 同 貳百三拾一文九分

但し黒柿下駄類十月限り

一提灯屋 弓張新規 三百五拾もんの所 五分七厘壹毛引 增三分引 貳百八拾五もん九分

張 替 百七拾もんの所 五分八厘八毛引 同 百五拾四もん九分

ぶら提灯 參百もんの所 六分六厘六毛引 同 貳百七拾三もん

一傘 屋 蛇の目 六百五十もんの所 四分六厘壹毛引 增三分引 六百廿もん 五百八拾七もん五分

溢蛇の目 五百三拾もんの所 五分六厘六毛引 同 四百八拾四もん

白 張 三百もんの所 六分六厘六毛引 同 貳百八拾もん 貳百七拾壹もん

白日傘 五百五拾もんの所 五分四厘五毛引 同 五百廿もん 五百三もん五分

一金具師 一日手間 貳匁の所 壹割引 壹匁八分 追直下け別紙申上候

一研師 同 貳匁の所 五分引 壹匁九分 增三分引 壹匁八分四厘

一鞞師 同 別紙に申上候

一柄卷師 大小にて 八匁五分の所 壹割壹分七厘六毛引 增三分引 七匁貳分四厘五

但し刀四匁五分 脇差參匁

一荒物屋 別紙に申上候

一材木屋 右同斷

一吳服屋 右同斷

一瀬戸物屋 右同斷

一塗物屋 上輪島三つ椀 四匁貳分五厘の所 三匁六分九厘七毛五

手の子椀 百三拾五もんの所 百拾七文四分五厘  
地横櫃 九拾もんの所 七拾八もん三分

一塗師 別紙に申上候

一水車

米搗賃壹俵に付

上白七拾五もんの所

一割三分三厘三毛引

増三分引

六拾貳もん七分五厘

中白六拾五もんの所

壹割五分三百八毛引

同

五拾四もん三分八厘

一鑄物師

鐵一升鍋

三百貳拾もんの所

一割引

貳百八拾八もん

増三分引

貳百七拾八もん四分

同二升釜

壹貫もんの所

一割引

九百もん

同

八百七拾もん

一地煙草入

櫛田紛

百五拾もんの所

六分六厘六毛引

増三分引

百三十五もん五分

日次

百もんの所

五分引

九拾五もん

同

九拾貳もん

合才

貳拾五もんの所

六分引

廿三もん半

同

廿三もん

一足袋屋

別紙に申上候

一紅花目早

壹駄口錢 拾五匁の所

六分六厘六毛引

増三分引

拾參匁五分五厘壹毛

一藥種屋

別紙に申上候

一問屋場

駄賃

天童行

參百五拾もん

參百三十九もん五分

松原村行

貳百三拾もん

貳百廿三もん壹分

新山村行

貳百もん

百九拾壹もん

關根村行

四百もん

三百八拾八もん

寺津村行

四百もん

三百八拾八もん

舟町村行

貳百五拾もん

貳百四拾貳もん五分

右の通去年取極置候處近頃酒代と唱ひ多分増錢申受候處已來相定之通にて繼送可申事

一赤金物細工

別紙に申上候

一佛師彫物 右同斷

一象眼師 右同斷

一小間物屋 壹割直下け仕候 尙又増三分引  
都合壹割三分引

一煙草切賃 別紙に申上候

一質屋利足 錢百もん貸貳もん子の所 利積高より壹割引 尙又増三分引  
都合一割三分引

金拾五兩へ壹分にして 利積高の内五分引 尙又増三分引  
都合八分引

一宿屋 旅籠代別紙に申上候

但し旅人宿貳ヶ所商人宿勢手次第に爲致度事

又増旅籠屋の儀追て可及沙汰候  
是は御下け札也

一行人宿 旅籠代別紙に申上候

一按摩 上下 四拾文の所 貳割引 參拾貳もん 參拾もん八分

針 六拾もんの所 壹割六分六厘六毛引 五拾もん 四拾八もん二分

一湯錢 八もんの所 壹割貳分五厘引 七もん

一髮結 廿四もんの所 一割六分六厘六毛引 貳拾もん

但飛入宿屋行等貳拾四もん

一肴屋賣子とも御趣意に付相成丈け直下けに仕差上可申事

一新錢通用御差留に被仰付候は、眼前直落に相成可申候尤も得近領にても差留被成度

に候得共御當所通用有之候得は差留被成兼候趣最寄に申談候

但新錢差留候儀追て可及沙汰候

一是迄取極候諸株式并問屋相止め勝手次第に被仰付被成下度事

但肴問屋の儀三ヶ所にも被仰付如何に候哉

右之通取調書を以奉伺候以上

天保十三壬寅年五月

取締方

町御役所

上へ下け札 問屋株式之儀は追て可及沙汰候

本文別紙書 左の通

覺

- 一紺紋付 上染 八百もんの所 一割引 七百貳拾もん 増三分引 六百九拾六もん
- 一水色紋附 五百五拾もんの所 九分一厘引 同 四百八拾四もん
- 一吉岡擯椰子紋付 八百五拾もんの所 壹割六厘引 同 七百三十四もん
- 一御納戸紋附 六百もんの所 一割引 五百四拾もん 五百貳拾貳もん
- 一鼠返し小紋 右同斷

- 一藍返し小紋 右同斷
  - 一淺黄形付 四百五拾もんの所 壹割壹分五厘引 増三分引 三百八拾六もん
  - 一千種 五百五拾もんの所 九分壹厘引 同 四百八拾四もん
  - 一濃淺 四百もんの所 壹割引 三百六拾もん 同 三百四拾八もん
  - 一並淺き 貳百五拾もんの所 壹割貳分引 同 貳百拾貳もん
  - 一薄千草 四百もんの所 壹割引 三百六拾もん 同 三百四拾八もん
  - 一麻帷子 空色紋付 右同斷
  - 一絹紬之類 九百もんの所 壹割壹分壹厘引 増三分引 七百七拾三もん
  - 一かせ三文染 百目 三百もんの所 壹割引 貳百七拾もん 同 貳百六拾壹もん
- 右の染屋惣代十日町三右衛門出し

- 一上旅籠代 三百五拾もんの所 壹割七分壹厘四毛引 貳百七拾九もん 増三分引
- 一中 三百もんの所 但し御駕籠御方 壹割六分六厘引 貳百五拾もん 同
- 一下 貳百四拾もんの所 但し御乗掛の御方 同断 貳百もん 同
- 一平人上旅籠代 貳百四拾もんの所 八分三厘三毛引 貳百拾貳もん 同
- 一商人並旅籠代 貳百もんの所 同 百八拾もん 同
- 一同 下旅籠代 百八拾もんの所 壹割壹分壹厘引 百六拾もん 同

右之旅籠屋頭取小林八郎兵衛外二人差出し

- 一上足袋白十もん 壹足に付 三百五拾もんの所 五分七厘引 三百三十九もん 増三分引
- 一同 九もん 三百貳拾もんの所 六分六厘引 三百もん 同
- 一紺 十もん 三百七十もんの所 五分三厘七毛引 三百五十九もん 増三分引
- 一同 九もん 三百四十もんの所 五分八厘八毛引 三百九もん 同
- 一並足袋白十もん 三百三十もんの所 四分五厘四毛引 三百拾五もん 同
- 一同 九もん 三百もんの所 五分引 貳百八十五もん 同
- 一紅足袋六もん 八拾五もんの所 五分八厘八毛引 八拾もん 同
- 一紺長股引 一つ 九百五十もんの所 五分二厘六毛引 九百もん 同
- 一同半股引 七百もんの所 四分二厘八毛引 六百七十もん 同

一同 脚半 五百もんの所 四分引 四百八十もん 同 四百六十五もん 六八

右之足袋屋惣代七日町市兵衛差出し

覺

一地上莖 拾枚に付 六百五十もんの所 五分引 六百貳十もん 増三分引 五百九十八もん

一同中 五百五十もんの所 五分四厘引 五百貳十もん 同 五百三もん

一同下 四百五十もんの所 六分六厘引 四百廿もん 同 四百六もん

一花 莖 三百五十もんの所 五分七厘引 三百三十もん 同 三百十九もん

一同下 貳百七十もんの所 七分四厘引 貳百五十もん 同 二百四十一もん

一摺 繩 拾把に付 貳百五十もんの所 八分引 貳百三十もん 同 貳百廿四もん

一中 繩 百五十もんの所 六分六厘引 百四十もん 増三分引 百三十五もん

一同下品 百もんの所 壹割引 九拾もん 同 八拾七もん

一大籬 一つに付 百五十拾もんの所 六分六厘引 百四拾もん 同 百三十五もん

一同中 九拾もんの所 壹割壹分壹厘引 八拾もん 同 七十七もん

一同小 三拾八もんの所 七分八厘引 三拾五もん 同 三十三もん

右之荒物屋惣代六日町伊之助七日町沐兵衛差出し

覺

一杉四分板 金壹分に付 四間の所 四間一尺貳寸 五分増外に三分増 四間壹尺九寸貳分

一同貳間貫 同 拾八枚の所 拾九枚 五分五厘五毛増の外三分増 拾九枚五分三厘九毛



- 一同 小杷 一本に付 三十四もんの所 三十二もん 五分八厘引の外三分引
  - 一同 小棧 同 貳拾四もんの所 貳十三もん 四分壹厘六毛引の外三分引
  - 一同 四寸角 同 貳百七拾文の所 貳百五十もん 壹割壹分壹厘引の外三分引
  - 一松六分板 金壹分に付 三間八分の所 四間 五分貳厘六毛増の外三分増
  - 一同 四寸敷居 壹挺に付 八拾五もんの所 八拾もん 四分八厘八毛引の外三分引
  - 一同 五寸敷居 同 百拾五もんの所 百拾もん 四分三厘四毛引の外増三分引
  - 一同 大棧 一本に付 四拾もんの所 三拾八もん 五分引の外増三分引
  - 一同 同 五拾もんの所 四拾七もん 三分引の外増三分引
- 右之通材木屋惣代五兵衛差出し

覺

- 一 べん茶碗 十人前に付 三百五拾もんの所 三百廿もん 八分五厘七毛引の外増三分引
  - 一 なら茶 同 壹貫もんの所 九百もん 壹割引の處増三分引
  - 一 さら 同 七百五拾もんの所 七百もん 六分六厘六毛引の處増三分引
  - 一 相馬土瓶 壹個に付 百五拾もんの所 百卅五もん 一割引の處増三分引
  - 一 壹升錫 同 貳百廿もんの所 貳百もん 壹割引の處増三分引
- 右之通瀬戸屋惣代安兵衛差出し

覺

- 一 疊新床十三通 掛懸壹疊に付 貳拾五匁の所 貳拾四匁 四分引
- 一 疊新床十三通 掛懸壹疊に付 貳拾五匁の所 貳拾參匁三分五厘 増三分引

一同 拾壹通り	拾七匁の所	四分七厘引	拾六匁貳分	同	拾五匁六分九厘
一同 上拾通り	拾壹匁七〇の所	六分引	拾壹匁	同	拾匁六分五厘
一同 中拾通り	九匁の所	五分五厘引	八匁五分	同	八匁貳分三厘
一同 上八通り	六百もんの所	八分三厘引	五百五十もん	同	五百參拾もん
一同 中八通り	五百廿五もんの所	七分六厘引	四百八十五もん	同	四百六拾九もん
一同 六通り	四百五拾もんの所	六分六厘引	四百廿もん	増三分引	四百六もん半
一同 五通り	三百五拾もんの所	八分五厘七毛引	三百廿もん	同	三百九もん五分
一板入新床表付一疊	貳匁六分の所	壹割壹分引	貳匁三分	同	貳匁貳分三厘
一中新床表付	百八拾もんの所	一割一分一厘引	百六拾もん	同	百五拾四もん六分

一並 同	百三拾もんの所	七分六厘九毛引	百廿もん	同	百拾六もん
一無縁新床表付	九拾もんの所	壹割壹分引	八拾もん	同	七拾七もん
一板入表替	百八拾もんの所	壹割壹分壹厘引	百六十もん	同	百五十四もん半
一中表替	百拾もんの所	九分九厘引	百もん	同	九拾六もん七分
一並表替	七拾五もんの所	六分六厘六毛引	七拾もん	同	六拾七もん七分
一無縁表替	五拾もんの所	壹割引	四拾五もん	同	四拾三もん半

右之通疊屋惣代十日町三右衛門差出し

覺

一店刻並煙草

拾五もんの所

二割引  
拾貳もん

増三分引  
拾壹もん五分五厘

壹斤に付切貨斗  
但し道具并に夫持等店爲任にて

一御吞用並たごこ

三拾もんの所

一割六分六厘六毛引  
廿五もん

同  
廿四もん壹分

壹斤葉巻切貨共

右之煙草屋切惣代材木町長太郎差出し

覺

一御刀新鞘一本塗賃

金貳分の所

壹割貳分五厘引 増三分引  
金壹分貳朱 壹分貳朱貳分八厘五厘

一同 中途

金壹分一朱の所

貳割引 同  
金壹分 三朱三厘壹分八厘七

一同 下塗

金壹分の所

貳割五分引 同  
金三朱 貳朱三厘三分

一脇差 上

金壹分三朱の所

壹割四分三厘引 同  
同壹分貳朱 壹分壹朱貳分九厘五厘

一同 中途

金壹分の所

壹割壹分六厘引 同  
同三朱貳分 三朱壹分七分四厘

一同 下塗

金三朱の所

壹割六分六厘三毛引 同  
銀拾分 貳朱壹分六厘貳厘三毛

右之鞘師七日町清藏外貳人差出し

覺

一五階重皆朱

布着堅地塗賃  
但寸法六寸に六寸五分

四拾分の所

壹割引  
三拾六分

増三分引  
三十四分八分

一同並皆朱五階重

塗賃

貳拾分の所

壹割引  
拾八分

増三分引  
拾七分四分

一吸物膳布着皆朱

塗賃 十人前  
但し八寸五分の寸法

參拾五分の所

壹割引  
三拾壹分五分

同  
廿九分八分五厘

一並膳皆朱塗賃

貳拾分の所

壹割引  
拾八分

同  
拾七分四分

一惣輪膳碗布着

堅地塗賃  
但木地共に

貳百七拾分の所

壹割引  
貳百四拾三分 同  
貳百三十四分八分

一 猫足二の膳付 黒膳十人前 三拾匁の所  
右の塗師惣代檜物町清八差出し

壹割引 貳拾七匁 同 貳拾六匁壹分

覺

一 やくもん 百目に付 六百もんの所

五分引 五百七拾もん 増三分引 五百五十貳もん

一 ちくり 同 五百もんの所

四分引 四百八拾もん 同 四百六十五もん

一 十能 同 四百廿もんの所

七分壹厘四毛引 二百九拾もん 同 三百七十七もん

右之赤金屋惣代七日町與右衛門差出し

覺

一 上旅籠 貳百五拾もんの所 八分引 貳百三拾もん 増三分引 貳百廿貳もん五分

一 並旅籠 貳百もんの所 壹割引 百八拾もん 同 百七拾四もん

右は八日町道者宿年番沐兵衛給右衛門差出し

覺

一金貳兩 但し無地大小分 銀太刀金工作料

一金貳兩參分 但し引小鐺石目大小分 銀太刀金具作料

一金壹兩 但し無地大小分 半太刀金具作料

一 銀拾匁 一文字頭作料

一金壹分 象眼師金具師兼而 金紋所壹個作料金代共に

右之銀町叶吉差出し

調書直下げ覺

一 緋縮緬無地上品 壹尺に付 四匁五分より五匁迄

一同中 同 三匁より三匁五分迄

一同下 同 貳匁より貳匁五分迄

右縮緬の外呉服物類都而壹割引賣捌可申候

尙又増三分引都合壹割三分引

一結城縞 右同斷 金參分貳朱位

一外縞類 足利縞四拾匁位 越後見付縞三拾四匁位 棧留縞二十四匁位

右五分位迄直下け仕候て賣捌可申候事

尙又増三分引都合八分直下け

一白木綿 右同斷 金壹分より金壹分五匁位迄

一真岡中形 右同斷 金壹分貳朱より金貳分位迄

一地 同 同 金壹分三匁より同壹分貳朱位迄

一地千草 右同斷

右之通に御座候其外數多く品は右に順し賣捌可申候調書仍て如件

寅五月

惣代

足利屋新兵衛印

近江屋林兵衛印

乍恐以書附奉申上候

一去丑秋中より當寅三月迄五十集初品高直段に相捌候品々左に奉申上候

一銀貳拾匁 丑九月賣買高直段 初銚一本 右の通賣買仕候へ共以來銀拾五匁留に賣買可仕候

一同拾三匁 丑十一月中 初鱈一本 右は九匁留に賣買可仕候

一同九匁 同九月 初鯉一本 右は六匁留めに賣買可仕候

一同廿五匁 寅正月 初鯛一枚 右は拾五匁留に賣買可仕候

- 同三月 一同八拾五匁 初鮪一本 右五拾匁留に賣買可仕候
- 丑十月 一同貳匁 鮪 百目 右壹匁五分留に賣買可仕候
- 同九月 一同拾八匁 大ひらめ一枚 右拾五匁留に賣買可仕候
- 同九月 一同拾八匁 大鱧一本 右拾參匁留に賣買可仕候
- 同十月 一同拾匁五分 大鯉同 右八匁留に賣買可仕候
- 同十月 一同五拾五匁 まくわ同 右百目に付銀壹匁留に賣買可仕候  
但正味四匁五百匁位
- 同 一同壹匁貳分五厘 鮑一盃 右は壹匁留に賣買可仕候
- 一同三匁二分 めぬき鯛一疋 右二匁五分留に賣買可仕候
- 一同壹匁四分 大赤鯛一疋 右壹匁壹分留に賣買可仕候

- 一同四匁五分 大貝一本 右三匁貳分留に賣買可仕候
  - 一同拾貳匁 庄内かれい一枚 右拾匁留に賣買可仕候
  - 一同七厘 いとし一個 右六厘留に賣買可仕候
  - 一同貳分 切焼一本 右壹分五厘留に賣買可仕候
  - 一同壹分五厘 かまぼこ一本 右壹分留に賣買可仕候
- 右は去秋中より初品賣買仕候得共此度諸品下直に賣買仕候儀被仰付候に付一統難有奉恐入候以來初物等參り候共決而高直段に賣買仕間鋪候左候は、追々入荷有之候共右に准し下直に相成可申縱令如何程五十集不足に候共右奉申上候より外一切高直段に賣買仕間敷候以上

寅五月

肴問屋後見

室岡傳四郎印

同

丹野清右衛門印

御締方御當番様

乍恐以書附奉申上候

一此度被仰付候諸品直下け之儀奉承知候私共飭師渡世之處先達而直下け仕奉申上候  
より引下け候而は何分困り入奉存候得共又々今般格別之御利解被仰付候に付又候  
五分方直下け仕候而諸品細工仕奉差上候右に付御請書付奉差上候以上  
天保十三年寅六月

横町

祐右衛門

專右衛門

町御役所

御上<sub>方</sub>被仰付候箇條左に

覺

味噌

右四百五拾目に引下け申出候之處五百目賣に申付る

醬油、豆油、酒、酢

右申達し候直段に而賣買申付候の間水差にて品落に不申様可取斗候心得違之者は急  
度可申付候

左官、石工、屋根葺、仕事師

右直下け申出候割合より半日宛増直下け申付る

髪結

右宿屋行は二十四もんつゝ其外は定結髪飛入之無差別貳拾もん宛に申付る

八百屋

諸品初物と唱高直之品賣買差留申付る

菓子屋

上菓子之外差留申付る

但是迄仕立置候分來る七月限り賣捌可申候

鰻かそやき

右渡世差留商買替申付る

穀屋

上白米店賣差留申付る

鬢附屋

匂入差留是迄通る目方引或は煉方等心得違無之様申付る

但是迄煉立置候分匂入の分は來る八月限り賣捌可申候

吳服屋

結城眞岡棧留其外都而木綿の品并麻類是まで仕入置候金貳分以上之品夏物は來る八月限り冬物は來る十二月限り賣捌可申右限月相立候上は都て木綿の品金貳分賣留麻類も右に准し高直の品仕入差留申付る

瀬戸物屋

染付け植木鉢其外高料の品仕入差留申付る

但是迄仕入候分來る八月限り賣捌可申候

下駄屋

黒柿之下駄打候儀差留

但是迄仕入置候分來る十月限り賣捌可申候

金銀細工 金具師

籠甲細工 籠甲屋

金銀蒔繪并逸掛塗物屋



右之細工御領分町在之者より注文有之候共一切受合不申様申付る

諸國商人宿致し候者

旅籠町旅籠屋ともへ

右は是迄の通素人に而も夫々馴合之上宿致候儀は不苦候得共旅籠屋共へ都度々々無落念達致し同所より宿證文是迄無等閑差出し候様申付る

荒物屋之外

草鞋賣候者上物拾參文其外は九文賣に申付る

肴問屋後見

丹野清右衛門

室岡傳四郎

右肴初品賣買留直段申出候通承届

諸商品

飴納豆其外都而小賣之品代料に而引方割合不相成類は品物に而増候様可取斗候

酒壹升代の外貳割引の外貳文下げ

酒屋

是迄直段より壹割貳分下げ

桶屋

九日壹分の割

大工

是迄壹割五分引

飴師

右四口再應直段下げ申出候事に付申立候通承届

諸職人 諸商人

右列帳直引夫々申出候外に一統増三分引申付る

尤諸商賣とも

右は此度從

公邊御改革に付御振合に應し格別之直下げ可申付處此節錢相場格別下落其上凶年備米日掛錢積立も有之事故以勘辨右之通夫々申付候上は此上心得違無之儉約第一に致し正

路に渡世相勵可申候直引候迎品々にて差略等いたし不埒の筋於相聞者糺の上嚴敷咎申  
付候に付其旨急度可相心得候

右之通申達候間得其意猶厚申諭候様可取斗候以上

六月廿三日

右者今般御趣意に付直下け被仰出承知奉畏候依之御請印形差上申處如件

- 三右衛門 源七 増吉 圓藏 源兵衛 きち 覺兵衛 文六 次右衛門 要七
- 三左衛門 勘六 六之助 ゑん 源藏 榮吉 常助 ゑい 仁兵衛 長兵衛
- 十右衛門 兵右衛門 彌五兵衛 傳吉 かん。
- 善四郎 豊吉 平右衛門 傳吉 清八 庄之助 利右衛門 近兵衛 太三郎
- 瑞仙 龜吉 彦七。
- 勘兵衛 ゑく 利兵衛 和五郎 吉田利八 かつ 保兵衛 積善院 權八 次  
兵衛。

- 次郎右衛門 留助 長六 要藏 金藏 よさ 沐兵衛 嘉四郎 吉太郎 長兵  
衛 鶴五郎 文七 市三郎 巳之助 きん。
- 利惣治 猶右衛門 吉右衛門 市三郎 うの 長兵衛 圓平 沐兵衛 村居清  
七 城芳 喜兵衛 清五郎 惣七。
- 忠助 清七 庄兵衛 清四郎 又兵衛 皆可 武七 傳四郎 小源次 卯右衛  
門 幸吉 勘兵衛 傳藏 幸作 了よ。
- 源四郎 祐助 善右衛門 十兵衛 秀助 茂平次 吉助 善兵衛 長七 庄五  
郎 三郎兵衛 岩吉 長五郎。
- 留兵衛 ふさ 長谷川吉郎次 城清 沐藏 ぼる 彦吉 市兵衛 次兵衛 み  
や 三太郎 新次 升兵衛 平吉 小市。
- 文吉 勘十郎 清兵衛 太吉 せん 喜八 休兵衛 橘兵衛 ごとく 駒吉 市  
郎兵衛 儀藏 彌惣治 傳七。

又右衛門 吉兵衛 八重吉 政吉 權之助 利八 吉彌 てる 六右衛門 茂

右衛門 彦兵衛 彌惣治 喜兵衛 沐兵衛 庄兵衛。

惣右衛門 爲次郎 文吉 卯藏 嘉兵衛 比ぶ 彦六 甚助 太惣治 太四郎

弓吉 兵藏。

仁三郎 甚八 藤兵衛 城信 もん 四郎次 みね みり。

三右衛門組借家

忠右衛門 同 善兵衛 卯兵衛 むめ 祐吉。

善四郎組借家

近兵衛 月同 茂兵衛 彌藏 長次 榮藏 喜兵衛 玄つ 清藏 同 勘吉

同 半助。

勘兵衛組借家

伊兵衛 同 清兵衛 とこ 善六。 次郎右衛門借家

留兵衛組借家

留吉 同 近兵衛 久吉組借家 源八 嘉兵衛。

又右衛門組借家 源次 同 作右衛門 喜八 同 沐吉 惣右衛門組借家 忠右衛門 同 儀藏 仁三郎組借家 理貞

十日町組頭

仁三郎 次郎右衛門 勘兵衛 留兵衛 三左衛門 源四郎 又右衛門 忠助

利惣治 善四郎 文吉 三右衛門 惣右衛門。

檢斷

小松次郎兵衛印

同

中村 林兵衛印

町 御役所

天草亂の時、保科正之山形に轉封を命ぜられたが、家老の者共が大に怒つた、正之の云ふやうには、『汝等甚た不智である、若し東北に聲援を爲す者あらんも計りがたいから、不肖ながら我等をその手當に遣はさるゝのである』とあつたから、何れも之れに敬服したさいふこまでである。

(編者曰) 此の文書は山形旅籠町字鯨口に居住せられたる目早小川喜兵衛と云ふ人が紙片に手記されたるものを其の子孫土木技手小川常藏氏より供せられたる資料なり。

文政七甲申年

八月十三日十四日十五日大雨

大水にて旅籠町六日町百姓町小橋町(鍛冶)かち町四日町歩町肴町下條町此町道筋大川相成外ニ拾貳三軒なかれ田畑そんじ申候尤雨降ふりたび川濁おこり九月濁井戸水きれ御家中御壕はり之水汲くみた食を申候甚たなんき仕候五十年茂百年ニ茂無之咄シ有之大高水洪覺御座候以上

天保四年巳の八月飢饉天保五年午ノ出ル秋迄大飢饉き飢饉ん

一金貳分三朱

巳八月直段

一同三分貳朱

米三斗八升入

一金貳分ト貳三百もん

同十月直段

一同三分ト五百もん位

同大豆壹俵直段

一同三分ト五百もん位

同小豆壹俵直段

米壹俵三斗八升入

一金壹兩位

巳十一月直段

一同壹兩貳朱

同十二月直段

一同貳分ト壹もん

同大豆壹俵直段

一同壹兩位

同小豆壹俵直段

内貳三百もん引

一金壹兩壹朱貳百もん

午正月直段

一同壹兩  
 一貳百四文  
 一百三十もん  
 一貳百もん  
 一貳十貳十五もん己上  
 一十もん  
 一五十五もん位己上  
 一三四十もん己上  
 一四十五もん  
 一貳十五もん  
 一百もんに付

米壹俵 三等八升入  
 小麥壹俵  
 小<sup>賣</sup>うり白米壹升  
 大豆壹升  
 小豆壹升  
 大こん壹本  
 とふぬ半分  
 里いも壹升  
 人<sup>參</sup>ちん壹包  
 鉄<sup>殼</sup>から壹升  
 ふから壹升  
 こぬ<sup>糠</sup>か壹升  
 みそ三百匁、五十匁迄

一百三十もん位  
 一六十もん  
 一六百もん  
 一七十五もん  
 一百貳三十もん  
 一貳百八もん  
 百<sup>匁</sup>一五十五もん  
 一兩かへ<sup>替</sup>

御上様

一人別米壹人前ニ付壹合五勺出ル

外ニ

人別加ゆふ被下<sup>粥</sup>

たまり壹升  
 油壹合  
 大山酒  
 酒壹升  
 酒半分小うり  
 米くたけ壹升  
 餅米壹升  
 山本屋茶  
 六匁四百もん位

百もん壹升直段

山形四ヶ所出口

午七月直段

一金貳分貳朱

午八月直段

一金貳分

午八月中

一金貳分

内三百もん返り

一五百五十匁己上

一百もんに付廿三匁位

一三四十もん己上

三斗八升入壹俵直段

同壹俵直段

同壹俵直段

たまりみそ

糸わた

午の正月初市

かぶ<sup>兼</sup>壹本直段

五十四才

小川喜兵衛

(編者曰) 此の資料は両羽銀行員渡邊廣吉氏の所藏に係る家傳の文書たり。同家は元最上家の臣なりしが後民間に下り代々山形六日町に居住し、近年に至り雜業を營みしと云ふ。

乍恐以書付奉御伺候

一此度旅籠町旅籠屋共々奉願上候由に而他所諸商人或者神社佛閣參詣之者並所々温泉湯治に相通候者惣而旅人一宿泊り者不及申逗留之旅人他町に而宿仕候儀急度御停止に被仰付併御當所產物仕入に罷越候商人又者他所々商物致持參候商人者諸問屋共其手筋に無之候得者仕合捌方等不勝手之儀有之差間に茂相成候得は其手筋之宿々旅籠屋共江懸合逗留之宿請合證文旅籠屋々爲差出逗留之日數准し世話料旅籠屋江相對之上差出可申親類縁者等に而罷越逗留之旅籠雜用無之致宿候義又は旅人に而茂逗留中致借宅自分賄に而旅籠等不相拂罷在候族者是迄之通に而不苦候趣被仰觸奉畏候然る處に私義者乍恐旅籠屋に者准し不申諸問屋に准し古來々御領主様御代々は迄無故障

渡世仕來り申候間右旅籠屋之内手寄之方江内々懸合見申候所一向取合不申其上旅籠屋之内か一兩人町場見廻り之者私方江立寄此度之被仰付に候間客方相渡遣候様申聞客方同道仕罷越候客方に而も難澁之者茂御座候得共左候得者私難義之筋も御座候哉與一ト先旅籠町江罷越候様申含遣候儀に御座候乍恐私義者諸問屋に准し諸人入込之宿仕候儀決而無之其向々に渡世仕來り申候乍恐左に申上候古來か庄内邊に背負高人共五十集等或者其節々御當所に而相捌ケ候者不限何品背負來り候に付私方に而町々并近在商人江懸廻り賣付其上客方望にか歸國之節は晒蠟又はたはこ等相調爲背負相返申候右申上候通旅籠屋作法には無之全躰諸問屋に准し候様に奉致候處客方旅籠町江被引取候而者私儀外に商賣逆者無之今更渡世可仕様も無御座至而迷惑仕候乍恐爲冥加錢年々三貫文宛差上可申候間御勘辨を以御慈悲を以是迄之通渡世仕候様被爲御付被下置候様奉願上度奉存候間此段乍恐以書付奉御伺候以上

御伺主六日町

丑六月

佐次兵衛

組頭

久兵衛

檢斷

伊藤太兵衛

御會所

讓渡し申畑之事

東原  
貳斗三升代  
一下々畑七步

同所  
同代

取米五合三勺七才

一下々畑五步

取米三合八勺三才

100

同所  
同代

一下々畑貳拾壹步

取米壹升六合壹勺

同所  
同代

一下々畑拾步

取米七合六勺七才

同所  
同代

一下々畑拾步

取米七合六勺七才

〆壹畝貳拾三步

取米〆四升六勺四才

壹合三勺六才

口米

〆米四升貳合

右之無高新畑壹步不殘金壹兩壹分請取御百姓立代り相渡申所實正也自今以後子々孫々に至迄此方〆何之採無之候哉高拔御法度之永代賣買不致并敷畝等借物之書入に不

仕候若亦右之致置候與申者御座候は、私共埒明御六ヶ敷儀懸申間敷候事  
右之通少茂相違無御度候尤御法度之永代賣買に而無御座立代り相渡申處實正明白也  
依之檢斷組頭加判形相渡申候爲後日仍如件

入百姓旅籠町讓り渡シ主

勘 左 衛 門 印

同町口入

吉 右 衛 門 印

組頭

嘉 右 衛 門

同

佐 次 兵 衛 印

旅籠町

101

寶曆七丁丑年六月



小七殿

右之通少茂相違無御座候以上

檢斷

長岡彌惣兵衛印

○

差出し置申候相對證文之事

一金五兩也印

右者瀬戸物代錢金御座候に付然ル處私所持之紅花壹駄當時賣相場に而者多分損金茂御座候故御相對之上相當之直段ヲ以賣渡し申上候然ル上者京大坂兩所之内御賣仕切表ニ而多分御損金茂御座候は、右書面之備金ヲ以來夏中貴殿當地へ御着之砌急度指引御勘定可仕候爲念相對證文仍而如件

旅籠町

丸屋彌五右衛門印

立合人

和田屋傳三郎印

同人

紙屋傳五郎印

宿六日町

丸屋佐二兵衛

唐津屋摠七殿

○

覺

一金貳拾五兩也

右之通り預り申所實正に御座候此質物に鹽五拾俵藏入申切手相添相渡申候返濟之義  
ハ十一月十五日限急度返濟可仕候爲後日如件

佐藤文藏

延享二乙丑年八月廿五日

渡部左治兵衛殿

覺

一久印

一作鹽貳拾五俵

右者佐藤文藏殿鹽私方ニ藏入預り置申候貴殿江御勝手次第ニ相渡シ可申候爲後日仍  
如件

延享乙丑年八月廿五日

會田治兵衛印

渡部佐治兵衛殿

覺

壹石五斗代  
一中田四反壹畝拾八步

檜葉木  
金三郎

取四石三斗六升八合

内六畝七步

畝引

壹反ニ付

引米六斗五升四合五勺

壹畝拾五步引

殘三反五畝拾壹步

三石七斗壹升三合五勺

九斗五升代

同所

一下田五畝八步

同人

取五斗三勺

同代

下田貳畝廿八步

取貳斗七升八合六勺

同代

下田貳反八畝廿四步

取貳石七斗三升六合

内四畝拾步

畝引

引米四斗壹升壹合六勺

殘貳石三斗貳升四合四勺

貳反四畝拾四步

田畑六反八畝壹步

同所

同

人

同所

同

人

壹反二付

壹畝拾五步引

取六石八斗壹升六合八勺

米貳斗貳升七合貳勺

米三斗壹合壹勺

合七石三斗四升五合壹勺

外に新畑

四斗五升代

一下々畑五畝拾八步

取貳斗五升貳合

米八合四勺

貳斗六升四勺

口米

夫米

可納分

寒河江町

金三郎

口米

六日町組頭

作左衛門印

檢斷

元祿十四辛巳十一月

忠左衛門印

敷金仕申畑之事

一北捕の畑壹敷敷金仕候而金子貳分た、今請取申所實正に御座候年きの儀ハうの年々已の年くれ迄中年三年三作ニ相定申候御年ぐの儀ハ納升壹斗五升ニ相定申候小白川村郷御藏へ年々上納被成候年き明申候は、敷金かいし畑請取可申候敷金かいし不申候之内ハ何年も御作に可被成候若其内御所かわり何様之新御はつと御座候共此敷金其方之御そんニハいたし申間敷候爲後日以而如件

小白川村畑主

元祿拾壹年

八

藏印

寅ノ七月二日

六日町

金三郎殿

(編者曰) 此の資料は前掲山形の銅鐵器と題する吉川善太郎氏の文稿の末尾に附記せられたるものなれども、編輯上の便宜により茲に分掲せり。

永代賣渡申家屋舖並田畑預證文之事

一 銅町徳兵衛屋敷一軒表口六間三尺裏江三十四間二間梁に五間家同町文太郎口入にて同町武兵衛に金貳兩貳歩永代に賣渡代金只今儘に請取申所實正明白也自今以後町並之諸役等唯今迄の通買主武兵衛相勤可申候此家屋舖に付何方よりも構へ出入無之候然上は於子々孫々何之違亂も無御座候爲後日沽券狀如此御座候

一 銅町武兵衛方より金子拾貳兩貳步借用申所返濟成兼申候然所家屋敷賣申仕合に候  
得者田畑作り可申様も無御坐候に付右拾貳兩貳步之金子相濟不申内は右屋敷附之  
田畑合七反壹畝壹步此年貢夫口米合六石六斗九升六合六夕五才此田畑武兵衛方江  
預け置申所實正也御法度之永代賣にて無御座候借用金返濟の上取替し申度存候は  
、双方相對の上可申請候自今以後武兵衛作り申内は御年貢高掛物等急度武兵衛上  
納可仕候尤諸役等之儀も前々之通武兵衛相勤可申候右之田畑に付何方よりも何之  
構無御坐候

右二箇條之趣末々迄相違仕間敷候若違亂之儀御坐候はば判形之者共罷出急度埒明可申  
候爲後日仍如件

銅町家屋敷賣主

田畑預け主 徳兵衛印

延享五戊辰年二月

同町 口入

文太郎印

組頭

與次兵衛印

同

太右衛門印

檢斷

渡邊與右衛門印

銅町

武兵衛殿

右之通依相違無之家屋舗爲致賣買爲預田畑申候以上

佐治彌惣右衛門印

佐久間善藏印

小清水庄藏印

敷作ニ相渡し置候田之事

屋敷裏

一 田壹枚

右は已御年貢米不納に付金貳分儘に借用仕爲此利分右之田敷作に相渡し置申所實正ニ御坐候然上は如何様にも御勝手次第に御耕作可被成候且又右之金子御入用にて田御返し被成候はば本金急度御返済可仕候若相滞候はゞ加判之者相濟可申候請取兼候はは此手形を以何箇年も御耕作可被成候外に借物等之書入にも不仕何方より何之構無御坐候其内預金返済仕候はば何箇年過候共質地御返し被成候筈之定に御坐候從て此田に付如何様の六ヶ敷義出來候共私共急度埒明御寺様に少も御苦勞相掛申間敷候爲後日敷作證

文仍如件

銅町田敷主

寶曆七丁巳年

武兵衛印

十二月

同町加判

忠兵衛印

迎接寺 御納所

(編者曰) 此の文書は水野子爵家所藏のものを謄寫せる者也。

山田幸右衛門江相渡候

山形御産物廻漕之儀ニ付書付

山形表御産物廻漕取捌方之儀者第一最上紅花と號近國迄一圓に仕付賣買に相成候得

共於山形は先々より目早と唱候もの凡六拾人程も御座候而荷主之手先に相成他國より入込候賣人或は白人買杯いたし候もの取引自由之働出來不申相場之高下悉く此目早之扱に而取引極候事と及承申候金高之紅花を他國之もの多分之利を得ため入込候而多く之損金に及候もの有之趣及承申候

一山形城下至而繁昌御座候間凡近國之諸品悉く山形へ持出し夫より他國へ出し又上方或者江戸其外之諸品に而も一旦山形へ着荷之上近國へ賣捌相成候儀御座候間是等之ために目早と申者荷主之手先に相成捌方出來いたし荷主共相互に荷數捌高之多少知れざる様に相成居候趣に承及申候目早何れも妻子持に而相應之利潤を得候事に御座候

一右元方荷主は御用達相勤候長谷川吉郎次村井清七佐藤利兵衛福島治助此四人専ら之家業に御座候何れも相應之富家に御座候御領主之御威光に而も容易に變革相成兼候事と奉存候

一米穀は御收納之上時之相場に而御拂米相成申候得とも御領分中之米他國へ出候程にも不至凡市中在々之食料丈に見込候方宜と奉存候

一上方筋其外へ廻漕之もの山形御城下より陸地凡壹里最上川河岸に而堀田備中守様御領分舟町と申所に而川舟へ積夫より川下ケ凡三十里餘庄内領酒田湊に而海船に積上方其外へ相廻申候上方其外之荷物も此湊へ着荷に相成申候尤冬向北海通船者止りに相成申候

一北海通船止りに相成候へは陸地御府内等へ相送り御府内々上方筋へ相廻り候事も及承申候候

一仙臺荒濱湊へは峠難所打越十八里之道程御座候間更いたし候かた無御座候

一先々より右様之仕來御座候間御國産新規御目論見相成候而も當時御必至御困窮之御勝手に而は容易に御自力に而之御成就に可成様無御座候

一山形之人氣は山國之儀に付とかく情強くあしくとも先々之仕來を守りよしとのみ心

得新規之事は何様よき記事に而も納得いたし兼候と申風俗に御座候

一山形御用達共前條四人のもの共去る午年御所替より壹ヶ年に相成いまた御恩澤を蒙る事薄く上之御評判宜を承り候而も長く山形御在城は不被遊と既に口外にも發し候程之氣味に而御用相勤候も自然踏止かね候事と奉存候

一御産物は迄は爲差候品も無御座候得とも唯今より御目論見御永世御國益之事に至り候は、右等之氣を取候事に至り可申候御國益候而彼等之利潤相増候は矢張御領主之御藏之實候道理と奉存候

一近年蝦夷地御開起相成候付而は三方筋に不限御目論見之御時節至極奉存候

一諸荷物取捌之ため目早六拾人程も有之候程之儀に付御城下之潤澤は不少事に御座候御手捌之御目論見に而は容易に成就致間鋪候上方其外身分相應之引受人江山形身元之ものに得と談判引合行届候上に無之而は改申間敷と奉存候且目早之もの家業變し候而も喜ひ候様第一之工風歟と奉存候

一假令は紅花木綿之儀紅花之仕入之節其水に而染上候品に付反數は聊之儀に可有上方引受人江山形元方之ものと相談引合整候上は上方より數萬反之白木綿を山形へ相廻し全く之紅染に仕方又上方其外へ相廻り候様相成御國益可相成と奉存候

一假令は山形大豆殊之外下直御座候而田方之肥に相用ひ候程之儀に御座候上方其外へ鹽を廻し其土地に向候味噌を仕立船足荷物にいたし候而も可然様奉存候尤山形之味噌樽は至而高直に付酒樽は鹽江一同相廻り交易之方可然様被存候

一假令は仙臺稻と號諸國知らぬものは無之候仙臺之米性は山形よりは不宜山形御城下に餅料理之店有之餅之足至而強く然とも一躰茹入之稻干上げ之頃曇天勝に付とかく受米に相成候得共御收納之振合は秋元候御代よりの仕來候由に而甚龜末至極之儀御座候之間自然干方手入も等閑之氣味合に可有之歟と相察候依而春に至通船開け上方へ廻漕無程更米に相成申候於山形も六月差入に而最早更米に相成候收納米はきり火を打懸是程大切に心得は國柄も御座候と承申候此糶を粗に仕立上方其外へ廻漕相成



候は、更米之患も無く追々近國まで其直似をいたし悉く山形へ持込山形粃之名目相立候儀に至り可申候道理歟と奉存候とかく近國之品に而山形之潤澤に相成候工風土地柄に相當可致事歟と奉存候

右之趣山形之模様柄荒増相認申候以上

七月

山形城は最上義光百萬石で居つた所だから、城廓の廣大なることは五萬十萬石の小諸侯の居る所でない、秋元家で移られた後漸次廓内を開墾し、新田三千石を得た、是は城廓内の事だから幕府向きは込み高と成つた、弘化中轉封の時水野家は刪封の上、山形に移された事だから、其新田三千石を本高に結ばれ五萬石となられたのである、秋元家で居られた時は、皆其地を家臣に頒與せられ、士族は屋敷外に遠畑と稱し、城裏に皆一二反の畑を持たざるものがなかつた。

附 録

山瀬遊圃選 山形雜記

候は、更米之患も無く追々近國まで其直似をいたし悉く山形へ持込山形穀之名目相立候儀に至り可申候道理歟と奉存候とかく近國之品に而山形之潤澤に相成候工風土地柄に相當可致事歟と奉存候

右之趣山形之模様柄荒増相認申候以上

七月

山形城は最上義光百萬石で居つた所だから、城廓の廣大なることは五萬十萬石の小諸侯の居る所でない、秋元家で移られた後漸次廓内を開墾し、新田三千石を得た、是は城廓内の事だから幕府向きは込み高と成つた、弘化中轉封の時水野家は刪封の上、山形に移された事だから、其新田三千石を本高に結ばれ五萬石となられたのである、秋元家で居られた時は、皆其地を家臣に頒與せられ、士族は屋敷外に遠畑と稱し、城裏に皆一二反の畑を持たざるものがなかつた。

# 附 錄

山瀬遊圃選 山形雜記

(編者曰)

山瀬遊圃選「山形雜記」上下二卷は、秋元子爵家藏書中館林藩史料より、同家の快諾を得て茲に轉載せるものなり、選者遊圃翁は町奉行として令名ありしが、能く當地方の事情に通じ、事細大となく手記せるを後に一卷に纏めたるものにして、秋元侯時代の山形を知るに最良の資料たる事は、讀者の一覽して了知せらるゝ所なるべし、茲に此の好資料を提供せられたる同家の厚意に對し、謹て感謝の意を表す

山形雜記 卷之上

目録

- 一 武州川越より羽州山形江御所替一件之事
- 一 山形初市之事
- 一 人馬問屋之事
- 一 羽州靈山江行人往來之事
- 一 山形町盆中燒火之事
- 一 旅人宿井本陣之事
- 一 牢屋敷之事
- 一 町會所之事
- 一 御役荷物改所之事
- 一 寺社地人別之事

(編者曰)

山形遊園選山形雜記上下二卷は秋元子爵家藏書中館林藩史料より同家の快諾を得て茲に轉載せるものなり遺者遊園翁は町奉行として令名ありしが能く當地方の事情に通じ事細大なる手記せるを後に一卷に纏めたるものにして秋元侯時代の山形を知るに最良の資料たる事は讀者の一覽して了知せらるゝ所なるべし茲に此の好資料を提供せられたる同家の厚意に對し謹て感謝の意を表す

### 山形雜記 卷之上

#### 目 録

- 一 武州川越より羽州山形江御所替一件之事
- 一 山形初市之事
- 一 人馬問屋之事
- 一 羽州靈山江行人往來之事
- 一 山形町盆中燒火之事
- 一 旅人宿井本陣之事
- 一 牢屋敷之事
- 一 町會所之事
- 一 御役荷物改所之事
- 一 寺社地人別之事

- 二南町方鎮守之事
- 二北町方鎮守之事
- 二六日町大石地藏之事
- 二藥師祭禮之事
- 二六日町觀音祭禮之事
- 二大神樂師之事
- 二虛無僧之事
- 二新山寺柴燈護摩之事
- 二專稱寺御逮夜之事
- 二御朱印地貳百石以上書拔之事
- 一千歲山大日如來祭日之事
- 一院役村博奕場賑之事
- 一永朝公博奕之儀に付難有被仰出之事
- 一永朝君山形江御入部之事

- 一泰安寺之事
- 一壽稻荷之事
- 一幼少高減御廢之事
- 一同君御多能之事
- 一光明寺蒙御不興事
- 一五節旬朔望御禮之事
- 一御差置武器御櫓之事
- 一御太鼓櫓之事
- 一正月元日之事
- 一同四日御領分中之寺院へ年始被爲受候事
- 一同十一日御具足開惣登城之事
- 一蜜雜煮之事
- 一大般若之事
- 一湯殿山江御代參之事
- 一御城内江狂ひ猪獅子飛候事

- 一 水之都合能事
- 一 雪國之凌方品々之事
- 一 彼岸草り道之事
- 一 鷺熊鷹多き國之事
- 一 同君御鷹御好之事
- 一 上ノ山領金山に而秋田屋作右衛門御出入に成始之事
- 一 同君藤川鐵右衛門江カボチャ御好之事
- 一 御厩之事
- 一 十日町鯨午頭天王祭之事
- 一 山形御城御取繪御伺濟之事
- 一 寛政六寅年壹ケ年御家臣一統江本知に被下置候事
- 一 三百石以上手馬飼候様被仰出候事
- 一 山形國益漆之事
- 一 最上紅花國産之事

- 一 前髪振袖之御小性之事
- 一 秋元新重郎殿御威勢之事
- 一 白銀御細工所之事
- 一 最上公御城主之節之古書書拔
- 一 四文錢井五匁銀吹方兩度に御觸之事
- 一 壹萬石に付五拾石之割合に而五ケ年積石被仰出候事
- 一 百三才之者へ生涯米三俵つゝ被下候事
- 一 武州御領分十二ヶ村上知之事
- 一 仙波御宮御用掛り江御時服被下候事
- 一 井伊様御家老代替りに付御太刀馬代被進候事
- 一 深川御屋敷へ長屋建に付御見分之事
- 一 川越川島領之内へ御小屋建伺之事

山形雜記 卷之上

山瀬遊圃選

化城院様御代

明和四乙亥年九月十五日武州川越より羽州山形へ  
御所替被爲蒙仰候以來之見聞書

一羽州山形御城は元祖最上修理大夫兼頼公築候大城に而小高に而は持難き故歟暫く御  
番城に相成候故木萱は生茂り家屋は立朽り狐狸の住家と成り冬は雪國故狼山に住兼  
里に下り食を求め夜中杯は壹人立往來致者なく物凄きなど聞たよひ一藩の恐れひと  
かたならず川越には仙波に權現様御宮も有之に付夫等の御由緒書も其筋御役方御含

迄被差出御家來共手を盡され候得共不行届御城之儀は差障に不成場所は取拂而も不  
苦繪圖面を以伺候様之御差圖も有之無據御次第に至り御引移には相成候得共素とは  
再度迄御役願之御過怠と存込候得は永住之御見込無之眞之假住居陣小屋之積りに  
而御林之松御伐取或は御買入等に而御長屋建に相成候由尤川越にも三萬六千石餘御  
殘地有之御陣屋相建向役之者相殘候由城御受取之次第は

明和五戊子年三月廿四日

山形城附三萬石

河州二萬石取來之通

御領地割 川越之殘

入間之向

又川島にて

請取人

家老

矢貝清太夫

番頭

蟻川與一左衛門

御上使

渡邊久藏様

稻垣求馬様

番頭

太陽寺四郎左衛門

同

佐藤平太夫

御番使

松平肥後守様

御家來

北原郷藏殿

樋口八郎右衛門殿



御代官

前澤藤十郎様

矢貝清太夫

御領地渡

福井市郎兵衛

右之通無御滯御受取相濟

山形御城間數

御本丸

東西 壹丁拾九間壹尺  
南北 壹丁拾三間貳尺

二の丸

東西 四丁三間  
南北 四丁貳拾壹間

三の丸

東西 拾四丁五拾間貳尺  
南北 拾七丁五拾間

城附御藏入付渡左之通

米 千七百六拾八石六斗貳升五合五勺

大豆百八拾八石七斗九升五合

荳油五拾九石貳斗五升

其後大隆院様御歎願御書中には御用米大豆共に壹萬四千七百餘御渡と有之

蛭間宇平治所持之古書寫

右二の丸内に御本丸江通り筋右側江右御城米藏井寛政之度被仰出之圍籾等之御藏幾つも有之

右同斷左側に普請方役所有之都而往來境を土塀に而圍土藏井に普請所持諸材木置場右之通り何事も不事欠様備有之

一鐵砲矢場二ヶ所

先手組之者常々致稽古場所に而者頭見分所にも用右城吉之字形と云傳

三の丸より城下出入口十一口有と云

吹張口 十日町口 横町口 七日町口 鉢口 小橋口 肴町口 下條口 小田

口 飯塚口 稻荷口

最上公調

上は町入口より銅屋町出口まで五拾丁餘と有之

町中家數貳千四百四十壹軒

借屋店借四百八拾壹軒


町中人數壹萬貳千九十貳人其外寺の分別に出す

町數貳拾八丁

(六)

右町々何れも城附三萬石内之御高持成れ共商法面もにて銘々持高は最寄百姓に小作爲致邊鄙之農場に近き者而已致手作居候古來より之慣習之由其譯は山形御城下は村山郡中之都會場に而第一米澤は往還筋に無之海邊に遠く鹽或は海魚共拂底故都而山形仕入物致品多く夫故米初國產物色々持込鹽其他を買込參り郡中廣しと云へ共其外に面立たる城下も無之農家計り故是又米初其外諸作物其外手折木綿等持込入用之諸品買參り是迄御番城杯に而何事も氣の進み暮し居たる處江御當家御所替に而御家中は殖諸品賣れ方も宜敷町方は大に人氣を持直し最上名産之紅花を競ふて買入西京大坂等江廻し夫々仕入物致し仙臺へも賣込追々繁榮に趣き寒國故瓦は持方惡敷草家根多く見掛けは惡敷けれ共大商人之多き國にて店飭其外自然家想顯れ見る度心地能き事に存候事

一右町方正月十日市神祭之事

右神體は表町十日町上み店西屋と申吳服店先往來之真中に  高サ壹尺程之自然石是也を市神と唱祭る祠も無く七五三繩の懸り居位の事に而年中雨曝也此靈現は聞洩しぬ

乍去市祭は御上に而も嚴重之御取扱に而町内へ宿三軒被仰付徒目付足輕目付先手小輕火方同心町役所は三ッ道具手鎖捕繩等飾付町同心四人差出始終見廻り致警衛事也其祭式は郡中四方の大勢參詣之者共賽錢其神體目當に投散したるを群集之人誰に不拘押合拾はんと爭ふ恒例故忽田の如踏荒しヌカルミト成拾たる者泥錢を口にほうばり深入したる者出る事も不叶顔迄も泥まみれに成終日騒く祭にて外に見所も無之商物は蕪の大き成を在々々持出大株に成る様にこの縁記なるべし追々引け町に成と在々に歸る者は土産其外多少買物する故に町方の潤澤と成る故其株丈之祝を爲迄之事也

一人馬問屋 壹ヶ所 建馬金五拾兩つ、年賦拜借

三日町

帶刀御免

小林貞次郎

一湯殿山鳥海山月山 御領分には無之三山共靈山也

是は夏氣になれば諸國を白き行衣を着せし行者百人組又は貳百人組杯色々講中打揃

(七)

参りたる時之旅籠屋八日町之株にて何れも廣き宿屋軒を並へ有之先觸迎も無之故大勢之節は不手廻故最寄娘子を兼而頼置給仕其外諸用爲手傳又早く宿屋へ着したる者は見物買物等出歩行き一時甚賑か也客の寝たる頃を見合國産之紅花仕入時故紅花を寝せたる絞り汁を以軒下へ盥を並へ白木綿を洗濯の如く何も連聲に而謠ひながら揉居る内に自然紅染と成る又其女共にからかわれ爲家中も血氣の若者共出掛納涼旁人集り一時は賑ひ候事也其花染木綿は諸國へ賣出し一ツの國産也

一 盆中之事

佛事之事は何國も大同小異と見て略之

山形町之迎ひ火は町之中通りへ家毎に真木を矢倉の如く積上げ焚く習はし故町々晝の如く實に見物也其火に馴さん爲御厩中之馬を稽古出精之者を御馬役を誘引六ツ時頃を乗出し往きは右側戻りは左り側と火の道丈の場所を乗廻す也

一 旅籠町と申は一町内都而之旅人宿也其内

東陣町年寄

帶刀御免

小清水庄藏

脇本陣

後藤又兵衛

右二家有同町突當り裏手三の丸監獄所有り往來は不見へ右小清水脇通り町會所と唱裁判所有寺社奉行町郡奉行<sup>御林水道</sup>奉行地役等之詰所等一と郭内に有り

一 古來より之仕來に而御役荷物並通り拔之旅人を改る番所松原村新山村銅屋町圓應寺口四ヶ所有り其通り手形渡す場所は横町に而

置附ヶ役に而通り判出と云

今泉吉郎兵衛

帶刀御免

信貝三郎兵衛

一 町中寺社人數

千八百八拾九人

出家山伏神主道心者衆徒禰宜法躰醫師座頭尼梓神子

外男 穰多 貳拾壹人

女 乞食 拾貳人

一鐵砲町八幡大菩薩 南町方鎮守

神主

御朱印貳百五拾石

神保 内記

別當

同 三拾石

明秀院

社僧

同 貳拾八石

明覺院

社人

同 拾九石

武田藏人

同

同 拾四石

横山藤右衛門

禰宜

松田源兵衛

右定式御祭禮之節ヤフチメ御馬は御厩に被爲貸候

一宮町 六月十五日

兩所宮 北町方鎮守

御朱印五百六拾石

成就院

同 三百貳拾石

南北宮 貳拾壹人  
神人

同 八拾石

護摩堂

同 八拾三石

花光院

同 八拾五石

内御堂

如法堂

右大社にて祭式も手重之由寺社奉行出役も有之

一六日町に大石地藏あり祭禮光賑はし

一薬師如来 四月八日

薬師町 御朱印三百貳拾石 柏山寺

右祭禮之節は四方深山を珍木奇草を堀持出す祭故片外れ之場所ながら右祭日は參詣人も多く城内には餘程遠方故子供爲遊旁辨當杯爲持直く同寺裏は字藥師河原故其白河原にて辨當開き川向は小山連り景色尤宜し

一觀音堂 萬日六日町裏 當後口は水無き白河原にて耕作之地に無之境内之場をしらす

右四萬六千日祭日には大廣間故種々屋臺店幾人歟出右堂の前に四角成大池有り中島に而景色を取右之方は二階屋の有提灯を下け四方の燈火池水に映し又池に而は水を遊ぶ者有り白河原にては種々の花火を上げる等に而群集す納涼旁至極宜場所也

一大神樂師 六日町 帶刀 和田幸太夫

是は正五九月右幸太夫手下之者召れ家中戸毎獅子舞致し初穂之次第に寄種々の藝致恒例に而子供は何所迄も跡逐致し次第に見物人殖狭き場所に而は藝も十分に不出來不面白其藝を仕廻隣へ移る前に神樂師銘々刀を抜神樂歌を謠へ幣を持たる者も交りくるく劍舞致し夫にて終る

一虛無僧の頭 旅籠町 臥龍軒

右は國々に頭立たる者を置譯歟旅僧山形に入れは是非頭の免しを得されば戸毎の志物を受る事不成法之由同職業には色々法律有る事之由にて法律に背けは尺八に指を入させ其指を折追出候事之由臥龍軒隣家の者咄に而承る

一本尊大日如來十二月十五日 御朱印拾石 小姓町 新山寺

柴燈護摩之事

家康公於關ヶ原石田三成と御合戰之節山形に而も山伏共申合御武運之御祈禱日々致居候處江御勝利之報相達無上歡喜之餘り惣立に護摩火の廻りを踊り廻りたる古實の由其後無怠慢年々に御武運長久之御祈禱有之事也日は別なれども月山寺にても同御祈禱有之

但晝夜之行成れ共其踊は夜に入れは夜分群集す寺社奉行出役も有之

一御逮夜之事 御朱印拾四石 淨土眞宗 最上山專稱寺

右は小白川村分門徒之大地也素と皇胤に而有之今以御前様御后様杯と尊稱し尊大之者也其夫婦様本堂へ御參詣を見ん迎夜分堂中狹程入込城内を茂遠方ながら參る者多く賣物は澤山群集する事也三日目歟無滯祭濟之祝に俎板直しと唱寄り集りし僧檀中面

立候者手傳人等獸肉魚肉を集め堂中疊壹疊程之大俎板を据大宴會を定例之由也  
右之外に茂諸神社佛閣數多有れ共別け而賑ふ場所のみ摘擧す

一御朱印地貳百石以下除重立候分計記之

一千七百六拾石 時宗 光明寺

一千三百七拾石 眞言宗 寶幢寺

一千四百貳拾石 山寺 立石寺

一貳百七拾八石 天台宗 寶光院

一貳百五拾石 禪宗 光禪寺

一千歲山大日如來祭 御朱印六十石 萬松寺持

三月廿八日は山開と唱城内の九壹里程之道なれとも時候は善し山珍敷家内杯は互に誘引合辨當瓢など持せ幾群も參詣と唱出懸け子供等は小松つゝじ杯拔遊山裾に同寺之寮有るを借り辨當を開二階下共に賑やかに終日氣晴しするに能場所也同山に昔阿古耶姫の植たる松有り裾近邊に恥かし川と申名所最寄りに人家はなし景色は祭日なく不時なれば猶能いと申て家中家内の氣晴し場也其戻り道少し畑を隔熊の權現の林

有り其所は夏氣になれば博徒の賭事場に成る場所也

一又馬見ヶ崎川向に院役村有り其地先白河原の廣場に大タカ町立場所也其頃博徒の頭御他領和合村佐吉との持場にて廣き小屋懸いたし子分之内にも頭立たる者は絹布のドテラ杯着し最寄之娼妓藝子杯呼集め思ひ／＼に丁半場或は五枚花かるた等之店を仕切百匁蠟燭立並胴取の前には金を山の如く積重ね如何好ましく牀に飾り立美婦を左右に置爲手傳又惣圍の内には腰懸ヶ酒屋蕎麥やを始菓子くだ物餅酢食鰻や杯も有りて都而錢遣の荒き場所故商人は潤ひ共負けたる者はふんどし迄も剝取られ歸行者も見受たり他領なれば何も頓着は無れども御家臣の心得違の無き爲に横目勤役中に折々見廻りたる事の有りたる也

一右様之慣習一郡一体之事に而三四人も寄れば直ぐ賭事を始る様成る國柄にて惡事とも思はざる位の事故永朝君御代安永五子年五月十八日留記丸寫

左之通り被仰出候事

一定りたる祭禮有之候寺社江是迄家中之者二日に限り參詣仕候事に御座候處向後は不限何日勝手次第參詣可致旨被仰出候尤御家中之者慎第一御威光落不申候様

又は威勝ケ間敷事無之様に被仰出候事

一定り候祭禮有之寺社地博奕等嚴敷御停止被仰出候右代りに角力小芝居小見世物吟味之上外障りにも不相成候は、被仰付候事

一定り候祭禮無之寺社境内神佛開帳又は他より持來候神佛開帳之節も右に准候事右之通被仰出候段文左衛門殿被仰渡候

一去る十八日被仰出候趣六ヶ所寺院へ申渡候

一定り候祭禮無之寺院へ一統於溜り之間下役に咄爲置候事

藥師祭禮 柏山寺

兩所宮祭禮 成就院

諏訪祭禮 龍福寺

熊野祭禮 行藏院

八幡祭禮 神保八郎

天滿宮祭禮 明秀院

威徳院

右祭禮之節去年迄猥りに博奕を仕候處城主被聞及入部以來猶又嚴敷停止被申出各承知之事に候右博奕等嚴敷被致制禁候に付而は左様之事に懸り候者も自ら不出祭禮有之候共參詣も薄く可有之候右博奕停止之代りにも候間於境内小芝居小見世物等爲仕候段各願候は、随分可申付旨被申出候尤以來家中之者參詣不限何日勝手次第參詣可致被申付候博奕之儀は天下第一に可爲制禁故城主も嚴敷被制候扱又寺社衰微敷敷被存候間右之通小芝居致興行士農工商群集いたし候は、自然と其寺社之潤ひに可相成と城主厚存寄に而右之通被申候事に候各承知可被有之候

一定り候祭禮之寺社註

境内之神佛開帳又は他より持來候而於境内開帳仕度願候は可被仰付候夫に付小見世物願出候は可被仰候尤六ヶ寺被仰渡之趣意之趣下役に爲咄候

右被仰渡之儀寺社へ可申渡候其申渡書付可入御覽被仰出候段文左衛門殿被仰聞候に付則入御覽候應思召候間其通り申渡候様被仰出候之段文左衛門殿被仰渡候

山形町敷 貳拾九町

十日町 七日町 横町 八日町 旅籠町 三日町 六日町 五日町 上町 鐵砲

町 小荷駄町 二日町 鍛冶町 四日町 宮町 銅町 歩町 北肴町 下條町  
皆川町 小橋町 材木町 蠟燭町 銀町 塗師町 桶町 檜物町 諏訪町 地藏  
町

一化城院様御代

明和四乙亥年閏九月十五日武州川越より出羽國村山郡最上郷金井庄山形へ御所替被爲  
蒙仰翌五戌年涼朝君御隠居御願之通永朝君江御家督金被下置同五三月廿四日御城並  
御領地御受取相濟御家中追々番立夫々町宿へ着に相成候得とも皿地同様之御場所故  
御住居初泰安寺御位牌所御家中長屋其外諸番所御厩等中々算へ難盡程之御普請所有  
之

安永二年己年六月廿八日

永朝君御在所へ之御暇被蒙仰御入部之節は御内福に而御立派御好之由兼々聞及在遠  
方之者迄拜見として御城下へ集り居候處追々御先荷雲助共謠ひなから勇敷乗込其内  
上は町江赤坂奴白熊御伊達道具振り出し御徒士も大勢被召連御弓鐵砲之者無の字御  
鍵御駕籠先に爲持其外御持鍵御長刀御駕籠之跡には御牽馬御鷹銀之御茶瓶美々敷静

々と七日町口より御歸館御途中には改服に而諸士列を正し並居御出迎之御家老御駕籠  
脇に被附添御披露有之斷御殿へ御機嫌克被遊御着候町家中共拜見に出候者御威光に  
恐れひつそりと致謹慎居候由古き人より承る


一泰安寺之事

右は高貳百石被下置候御位牌守に而住寺は御家老格に而重き御取扱之者也日光照尊  
院一寺也何れへ御轉國に而も被連宜敷所謂巾着寺也住寺遷化之節は照尊院より後住  
操出す事也夫故に御代々様御心安く御取扱被成下事也御佛參之度御座敷へ被遊御通  
御遊所同様之姿成由此度新規御建遊はされ候御場所も御殿御圍と道一筋を隔て御忍  
供に而も御裏門より御出之節御供方不出切内御上りに成る程に而至極宣敷御場所な  
り前書道一筋と云たる道は錦七日町等より横町十日町江行く肝要の道也其通り右側  
に御裏御門泰安寺大通り三方見張之番所有り先手足輕貳人宛張番致居大通中程之右  
側に鍵術劍術之稽古場有り時刻を定稽古する事也此大通りは左右丸石を積上げ道幅  
拾間も有りて錦より横町迄屈曲無く真直く之道に而字櫻小路と云へは昔は櫻を植た  
る物歟名計に而一本も無し



右泰安寺之庭は永朝君御注文之庭と申傳候得共追々開發取廣け其形無くなりぬ

一三の丸南隅に壽稻荷と申大社有り永朝君御建立之由四方廿間程之辨殼塗りの玉垣に而其處に別當も不居は常はべ切にて錠前懸り居其所は直く吹張口なれば定番之者被差置社内外之致掃除御奉公也其口出ると右之方に名代の冷水成清水有り夏氣は涼臺を並瓜或は葛切杯漬通食すれば暑氣を忘るゝ心地すれば入代りく人の絶たる無ししが當時は清水堀廣け植物石杯にて摸様取り一つの遊歩場となりたる由見て來た者の物語り也

右稻荷御在城之節は種々飾り物被仰付町方よりも奉納願出長き道筋燈籠附並へ晝の如く家族方子供等何事も手に付かず大樂み也御留守年には諸稽古休みにて子供等に御赤飯被下太鼓を敲き終日駈廻り遊ひし事も覺居たり稻荷に參る道に靈石と申て些の野笹の藪の中に  の如き石有り昔其邊開發の節堀出し轉はし置晝休杯之節腰を懸る者俄に氣絶杯致し其外何歟變有りし事故人の穢さぬ爲に小藪之中に据置たる古實之由其石に繩を以七五三の如くしばり願掛する者有り謂れ有るべき事なれども委敷不尋故しらす夫故其道を靈道と云也

一 幼少減り御廢し之事

是父病死し跡幼少之男子にて當分御奉公難致者有之節は高之内多分御引揚に相成其者生立次第高御戻し有之何つ頃より之御定なる哉不相解然る處御譜代之者は夫迄之勤功も有之が爲め幼少に而も家督金被下置候事に御引直被仰出候由誠に御仁政に而何がな可奉報御大恩一同奉感佩候由老人之咄に承候

一 寛政六寅年壹ヶ年は御家臣一統本知に被下置候旨承る

一 永朝君は御多能に被爲入柔術は別段御達人に被爲入御家來内御引立之中にも大久保朋兵衛星野右仲加藤真助是等隨分能致候旨其外も可有之候得共聞洩しぬ醫者も被遊御心得難病之者あらは御療治被成下思召之由其比岡谷兵八郎妻に成候何某子守りに落とされ顔がひづみ難病に付奉願御療治を受候處追々快く格別ひづみも見わざる程に治し候得共其譯を知り居る者には少しは見ゆる位之事にて大丈夫に成隨分長壽致され候其外も可有なれど聞洩しぬ醫道も御功者故に御手師共へ之藥禮は一帖銀三分宛拂候様に相定り候事

但是は不表立御内話と奉恐察在所之醫者は下手だに依而江戸へ連參修行可爲致土

田宗宣に可參由御内尋有之候處私は年も取居候事故御辞退申上度若海有常杯可然  
と申上候處其時に家中大勢之爲に抱置其方共なれば家中之爲第一と心得ろ其外之  
病人は閑暇有之は勝手次第と御咄も有たる由其爲と見へ土田若海は新知百石宛に  
相成御參府之節若海有常被召連候由其頃之宗宣子孫江申傳へたる事と見へ當時土  
田薪水より直話に承る

一 御朱印高千七百石 光明寺

右寺御入部之爲御祝儀御本丸江被出候處同所には御使者受之者も詰所無之に付新御  
殿被出候様斷に付新御殿江罷出候處御門へり居候間御開門之義申入候處彼是相混し  
候に付無據被致歸寺候由其一件に而大に御立服領分附屬之者不埒に付右寺境内外廻  
りを不殘柴垣結廻し初候付其町郡奉行は土地之寺院共之重しに茂相成間敷被思召

樋山十郎左衛門

新居甚五左衛門

兩人寺社奉行被仰付何れ茂重く召仕者之旨寺院共江觸爲知べく旨御沙汰有之參府之  
上は寺社奉行衆へ可申談旨被仰候由御家に而寺社奉行也

一 五節句朔望御禮之事

但新御殿御手狭に付御本丸にて被爲候事

右は公邊に被爲習君臣之禮也斯く無れば諸士之品格取廻しも不知御家來同士親みも  
薄く成姿故不可欠御政事也我等幼少之節杯は無勤に而も上下を着し親類は勿論諸師  
匠迄爲祝賀あるきしもの也貳百石以上之家内方は襖を着し一日致應對居元日は屠蘇  
白酒餅上已は何端午は柏餅杯と夫々家法を立女子も同様振袖杯着し所々あるきたる  
厚き風俗に而大平の姿有り夜に入れば琴三味線之音所々に聞へ是等は田舎に長壽多  
しと云基なるべし

一 横町肴問屋喜兵衛

山形江御引移之頃は何事も質素故仙臺之濱肴肴荷之入方少く大場之城下行渡兼夫も  
御番城杯に而家中御人數も少く夫是に而肴問屋も自然衰微致居候に付此所替以來右  
問屋江三季納に而金百兩宛被爲貸問屋より仕切宜敷相成仙臺より十八里之場所笹谷  
峠を夜中を懸持込候様に成時々之生ま肴持込致繁昌候様に至り毎夕問屋賑ひ不事欠  
様に御世話行届候事永朝君には仙臺荒濱之鯛は身がこわく候而不宜と被仰庄内濱

御取寄せ被召上候由御料理人太田良藏咄に承る住所に寄り魚も味違ふと云譯館林江御所替に而何れも致發明候事

一二の丸追手擬寶珠渡らぬ前に大番所有向合に下馬札有り其邊御堀之深き事蓋の如し夫故所により清水沸出し寒中も下水水煙り立水鳥類多く集り居西北に水出口二ヶ所有り其水御城内外數町歩之田畑を養一年旱魃の事有り井水枯れたる時御免しにて最寄く御堀水を汲凌たる事有之其御堀廻り都而芝原にて幅壹丁其餘も有場所多繁りたる場所は御厩中間秣或蚊遣りに用南側は飯塚口迄多分の町歩有都而矢玉先の都合宜場所故弓鐵射小屋立居大的遠矢火矢禮射等相催砲術方は砲塚揚玉捧火矢其流々之稽古場に用今願は斯る城地は外が國々にも可稀成又寒國故御櫓之瓦年々損する爲に瓦師勇治と申者被召抱般若院近邊に而多分の地坪御渡にて年中其業のみにて一家を立妻子共に住居致居大手一文字御櫓は水底か石垣組上御土居も高く其上に建たる御櫓成れば棟迄何丈之高さ成其上に勇治三四歳之子を脊負足代も無場に仕事致居候を見懸けたる事有り見るも危き心地して早々通り過其後同人に逢候節其咄し致したる所物心の附かざる内より馴し置かされは此御奉公は不出來由申聞誠に小身の者な

から御恩澤に感し子孫に至る迄御奉公可爲致之志感入候旨飯塚直記御普請奉行へ咄候處既に此間其櫓の御堀三方に而破風裏をも板壹枚吹飛見付之場所捨て置難く足代組立候得は中々安くは難出來場所故困り居評議中之處勇治承り何れに歎可致旨申之細引貳本棟より下し板一枚釣棚之如く乗せ仕事之出來候程にぶら下げ夫江乗移り板を打付壹錢も御入箇なく御間に合せ候由下人には珍敷志之者と直話に承る

一二の丸南隅御櫓

右櫓には御差置武器と唱數槍弓矢供具足等色々取投込たる如乱ごくに入有之用ひに可成品も有間敷と見受たる事有り何故と聞け共御武具方に而も委敷申送も無判然致さず夫形りに致置候處此度古書を得其文を丸に寫置

最上氏十二代目最上源五郎義俊公八才之時兩家老跡目を争候に付最上領地被召上近江國大森に而五千石被下置此後代々御城主記之

一源五郎義俊公元和八壬戌年八月廿八日身上禿候由申來候御上使長尾左近様御下向宇都宮之城主本多上野介様山形城主被仰付子細有而上野介殿由理郡へ流罪被仰付御家中之衆方に離退被致候御道具は御城入何れも御城内へは不入岩城より鳥居左

京様貳拾貳萬石にて御入部長尾左近様左京亮様御家老島山和泉を被連天童城山に登り自分にて貳拾四萬石被下候間御受申上候哉と被仰聞成程畏候由御受和泉申上其後地入見候處貳拾萬石ならでは無之右田畑計代御頂戴被成候故百姓米多く納候得共御家中へは右之勘定不被下物成少々有之由

右御差置御櫓之並ひに御太鼓櫓有り鐘太鼓を釣し有て晝夜時之太鼓を打つ場也御土居之上之高場故一藩に能聞ゆる也先手足輕順番に相勤出火之節町方成れば早鐘斗御家中なればトンチャンと打交に打定めに而板ん木を打ては一藩火事裝束に而東追手御門内に相誥大目付中江着到相届候御定也又大晦日には明け七ツ時七五三と數を切六ツ時迄始終打誥る法吉例にて太鼓番之者へ御酒其外賜物有り其七五三打初る直く御家中之者提灯に而互に爲年禮駈廻る其前屠蘇雜羹餅にて家内中祝ふ一藩の慣習也正月は獨禮席以上は熨斗目麻上下役は鍵挾箱長柄等何れも身分丈之本供召連登城之上は長袴小刀に仕替於小書院年寄役御中老迄御盃事有之御番頭御用人は御盃被下御返杯は無之右御祝儀相濟夫々大書院御上段江出御獨禮席壹人宛其以下給人御番方二人一列に而御祝儀相濟御次の間は惣中小姓群居御禮被爲受無足人肩衣免許迄於

溜り之間御通懸御禮被爲受候事

一同四日御領分中寺社之者年禮被爲受寺社登城引廻す事

一同十五日町人共町年寄初檢斷諸御用達通り判書其出附之者於御茶道之間御通り懸年禮被爲受御取次被並居而披露有之

一同十一日御吉例御具足開御祝儀有之惣登城其席に揃次第大目附江相届惣揃に成と大目附々徒目江申付皆々御席に被附候様案内有之虎之間は槍奉行旗奉行者頭寺社奉行獨禮席三役は年寄役所眞之御汁子出る由御廣間は表役懸り給人御番方御勝手惣御勝手役中小姓は溜り之間無足人は茶道之間兼而定り候場所へ引付刀に而席順を正し不殘座に付を見先手足輕袴帶刀に而皆朱之御膳を目八分に持拾人も廿人も操出し銚子之者又揃出引盃に而壹盃初り候頃年寄衆月番被出今日は格別之御祝儀に付何れも御盃を替へられ御頂戴有様にと申述らる一同會釋す年寄役退座夫々御酌之者順々に酌す酒を好む者は二杯目は御椀の蓋或は椀に而頂戴之者有り其内に御用召之者有れば御用初ると大目付中々案内有之操出之場へ詰る何役被仰付而も席順を大目付へ問合に頂戴之座に戻り御一統様申述升高聲に吹聽す役向替れは直くに其役之諸場へ刀持

込と云譯に而誠に花やか成る立身に而不羨者なし御用初に而士氣を勵ます御名法と云べし

但當日之御膳部は御備餅を崩したる物を二つ程粘小豆拾粒程御椀に盛り昆布錫を一切つゝ膳に置其上に柏子木の如く切たる淺漬大根を二タ切乗せ出る迄也御在城之節は外七ツ時登城にて玄猪御手餅被下之

一 蜜雜煮之事

是は秋元家にていつ頃か之御吉例なる哉正月三ケ日御祝之由御在所に而は不知人多けれ共定府被仰付たる節同役に承たる處今以不相替被召上候趣にて同人取計に而一椀致頂戴候處丸で鹽氣無く甘き一式にて餅は結構成れど取合之菜其外も有之下戸にても二椀は六ヶ敷笑れたる事有り

一 大般若之事

寶幢寺衆召連登城於御小所院讀經有り年々定例也

一 湯殿山江御代參 新山寺

年々同斷

一 或時何れ之口を駈込候哉大猪の獅子三の丸御家中屋敷近く駈廻りたる事有り隣から隣へ聞込稽古場へ居合たる若者は弓矢槍など引提逐廻し大騒に成たる故苦敷餘り歎  
二の丸追手を飛込所々駈廻り御太鼓櫓の土居に駈上り塀際に付駈來處矢貝清太夫居合一と槍突れ其内追々走集打殺跡にて見れば鐵砲疵有之狂ひ猪子に而有たる由  
一 水の都合のこと

水源は奥州仙臺澤々より湧出る水集りて山形領に流るゝ川を馬見ヶ崎と云素と山裾成れは急流也夫を堰留く幾口も入用之場所へ流し入れ町方を通し夫より三の丸内に流入御殿堰無堰其他幾口も有るを御家中庭内を通り或は表を通り灌物浴室江都合宜敷様に技堀致或は瀧を取り池を堀鯉金魚水鳥を飼調法無此上九城内に斯く水富場所は多く有間敷今に忘れ兼水道奉行勤たる節之細圖今以所持す

一 雪國之凌方の事

年々雪の積り方多少は勿論なれど先つ不積前に催合井戸故申合せ葦繩竹木持寄り雪の吹込ます釣瓶繩の不氷様雪圍之北座敷有る向は鴨居敷居之中へ張木致し不置は極寒に至り雪の重み下る氷上り戸障子明け立て六ツヶ敷成り水汲口杯は木も太きを用

極寒之節は瀬戸物も氷る故ぬるま湯にくゝらせ遣うやうに下女杯に教置事通例也

一 屋根の雪おろし之事



是をコヲシキ棒と云都而雪を扱ふ雪國の道具也此

へらを以て屋根の雪を刻々おろす也一夜にも澤山降る事有り其節家來有無に不拘自分長屋門前丈は往來差支る事故銘々に掃く也又村端不定場所は掃除方中間差出出手に餘る節は同所町人足當込み道附る也

一 寒中豆腐を田樂の如く切板に乗庇の上にあげ置は翌朝迄に石の如く氷也夫を湯にて解しみごに通し釣し置はいつ迄も替る事なし氷餅氷りこんにやくも同じ事也寒國の名産也

一 子供の遊びはこうしき棒に而雪の山を作り夫に穴を明け其中にて遊び或は地藏け形ち杯作り又太と竹を二ツに割り夫れに緒をすげ坂の有る場所駆てすめすり下駄をぶつゝければ其勢ひに而十四五間をすめる追々馴れは片足或はおしやがみ杯名を附け途中にてしやがむ業也又雪軍とて群を分け雪を握り打附合ふ場合詰れば組打をして負けたる者に雪を懸る杯にて勝負を定又雪漕氷渡り杯色々有り足袋計に而は爪先難堪に付じんべいと唱當時の杵の如く荏売に而編みたる物を履き大人迄も用老人子供

にはそりと云物有り箱の如く拵へ底に堅木にてすべり木を取付後ろ之方に取ッ手を付け押せば雪の爲に軽く押せる也番所火鉢かい巻位は這入也又寶澤邊を寒切真木其他炭都而貫目物運送する器械も又ソット云船は水の爲に重荷を積如く雪の爲に重荷を軽く曳く去りなから氷の爲に引人もすめる故にかんぢきと云物を草鞋の下にはく是は鐵にて下に荒き透しの有る物にて下にエポの有る物にて其尖りたるエポ氷にさゝる故少しもすべらず故に壹人にて幾人力かの運送する也川越より御移り之節聞怖したる程にも無く米初諸色は安し畑も頂戴水は調法町方は廣ければ事欠く事もなく遊山場も有り只悪い事は江戸へ九十三里餘と雪計のやうに住馴何にても憂しと思ふ心なく暮し覺夫屋敷内清水の流るゝを樂しみてんゝに庭杯作り樹木を植込永住の謀り事をする事に成たる由年々の事ながら山形程春に移り替りの際立場所は有るまじく只二ヶ月か三月の冬籠りせし故歟正月年始勤を仕舞いと安堵したる頃暖和を催し小川ゝの氷も解て水行の付きたる頃椽先の掃土塵に汚れ見苦しく成る故コウシキ棒にて四角に切庭の流れに投込は忽ち解て流れ行く故直くに乾て陽炎立て氣色替る故心面白く雪を無くするを樂しみ長屋中最う宅では帚が遣いる杯と誇る人も有

る様之事也又飼鳥を好人は年内を雪の中に親飼して爲啼益裁を好者の室に而梅初福壽草を爲咲雪道を來た人の爲には一ツの馳走の様に成り心勇面白く覺ぬ

一山形は張岸草り道と申習はし居候得共年に寄其通りにも無れ共必道は乾き飛々には草履にて歩行出來る場所は必出來る也夫々二月に至り若草青み場廣き城内に而障る竹木も無き故大風を好み西の内三十枚繼之風岡村民蟻川にも有て横町連に七日町連と分れ風戦始り糸の摺合に成たる時兩方切れて三ノ丸外と旅町裏迄飛行大騒に成たる事有り外十五枚十三枚位之風は家並の様にも有之何れも大風故子供の手際に不叶故随分御役人に成りし人も雪坊子を冠り軍師に成り畑中駈廻りたる方も有り是も古代の寛成風俗なるべし

一古來を鷲熊鷹等多く住場所故出羽の國と云と聞之通り夫故歟右御城の土居廻りは最上公御植立の大木之杉に而取圍み有之其杉に鷲熊鷹類寢泊り致堀の水鳥飛廻るを捕へ一ト冬凌くもの見へ大鳥は猥に飛廻る物ならねと二ノ丸内は御太鼓番之出入位に而用の無き場所故雉子多く子を育て雜木大小草藪故小鳥も色々居れば其内に而餌を稼く物と見へ我幼少之節御堀之鴨多く飛立節雉と云鷹大杉の間より矢の如く飛出眷

落し半は落懸りたる處へひらりと飛戻り其鴨を捕へ引下ケ毛をむしりながら二ノ丸外と之石垣に而喰懸りたるを見て友立壹兩人して其鴨を奪んと駈行しを見て又鴨を引提三ノ丸外に飛行き奪兼たる事有り其事御鷹匠林半兵衛江咄候處途中に而毛をむしる鷹は隼に限る其譯悉く意地のきたなき性に而羽の利く事は鷹の内の第一故据へ廻し之時は外の見わさるやうに首に袋を冠せ歩行く左無れは何鳥を見ても直く飛懸らんとして落着く事なしと教られ其通り鴨雉子の多き國故年々御献上にも無御差支濟し由也

一永朝様御歸城之節は必御鷹は御連れ被遊候由一年御鷹懸り若山内藏之允に被仰付隼を揚ケ鷹に爲御仕込被遊候由其仕方は常々餌を飼候節を白紙之采にて呼へは餌を少し宛與へ又別之木に留置采を振れば手許に來る時又餌を少し與へ采さへ振れば餌を與へらるゝと爲覺其事を能爲吞込たる上に四方に可留る木の無き耕地に据行き鷹の氣を見て少し餌を飼廣野に投出は鷹の如く舞上る其時采に而呼戻し又餌を喰へ足らぬ程與へ又投出して采に而呼戻し右之如くして習せは段々高く舞如斯度々ならせ采の行く形りにご迄も高く舞行と云事也放れ業に而面白き事也只十分喰度念慮一

式に而斯く自由に遣ふは餌加減に功拙之有る事也

(三四)

右殿様は鳥か御嫌に而下々御鷹匠今井清藏に被仰付見懸次第鳥を鐵砲に而爲御打巢も皆御落被成候杯と知らぬ者は申たる由なれ共只御嫌之譯には有る間敷鳥は鷹の大禁物野鷹が舞ふを見ても飛登り鷹に逆ふ物に而又低き木杯に留るを見れば忽ち仲間を呼集騒く物故飼鷹に鶯鳴杯爲捕候而も其近所に來て啼騒く故揚ヶ鷹杯には鷹の氣を動かし大害有れば夫故御嫌之譯と奉恐察右清藏は小筒中り打は上手之由或時鳥打に出たる節樋山氏の畑に犬の斃たる上に鷹の留りむしり居たるを見受鐵砲に而打留其驚を引提立戻り定而御感も可有之申上貫候處案御不機嫌に而斯る大鳥の名鳥は猥りに殺す物では無いとの御意に而小祠を立御葬せ被成鶯の宮と御祭被成たる由母が寢物語に度々咄聞かせしが其小社は何方成るや其場所もしらず

一天明三卯年八月永朝公御歸城之處御不快に付御願之上同年十一月御參府之節上の山領字金山秋田屋作右衛門方御小休之處同家は餅之名物故雪中御駕籠の下た冷へ御凌之爲のし餅澤山被仰付御駕籠の下敷に被遊候處御凌能被遊御覺上之方さめたるを取候而は御供方へ被下置御供方も凌能く何れも難有御供仕候由其爲御返禮として作右

衛門へは御紋付御上下妻へは褙り被下置候由之處驚入親類中を呼祝近村は聞及拜見に參る様之事に而無此上難有獨り永く家の寶物に致置候よし御家之飛脚通り候而も深切致吳候由蛭間傳之助咄に而初而承候儘に記置

一永朝公御入部之節御本丸初二三の丸迄追々御順見之節御先手組長屋十日町に被爲入候節制聲に不及旨御差留に而御先手長屋前被遊御通候處小頭藤川鐵右衛門椽側にカボチャ澤山積置其脇に女房ボロ繼致居候をいつか御覽に相成御歸館之上右鐵右衛門呼出候様御小納戸へ被仰付早速呼出候處カボチャ澤山圍置候趣に付二ツ三ツ出す様に可申聞旨之御沙汰之由當人は如何様之御沙汰に可相成と大心配に而罷出候處案外難有蒙仰早々立戻り五ツ致献上候處金貳百疋被下置候由其事を頭始同役へも致吹聽候處其様之事可有御存筈も無き譯なれば不思議の事也組町御通之節御目に留り候事成べし若作法之事杯御目留り候而は大變可恐く皆々申上御叱りでなく御締に成たる御徳之程奉恐入候由一藩に而も奉感佩候由

一御厩は大手通り左側に壹曲輪有り御馬數は貳拾頭位に而色々狂ひ有り八日町馬喰善五郎致御用達白樂は辻彌内帶刀に而御扶持被下日々御馬見廻り相勤居其中に萬歳常

(三五)



簪は年來御召相勤及老馬御不敏に思召御飼殺之蒙御沙汰御貸馬にも不出替も首繩もなく只マセ棒計に而寝起勝手次第又若馬に而尾花と云御召有り是は御馬役朝倉只七江被仰付新庄領小國へ御馬買入被仰付四歳子に而御牽入に相成同人江乘立被仰付此御馬は極薄栗毛に而尾と髪は無交毛白にて尾も澤山有之長く踏拔候故常々尾袋を懸置其上御厩一之大馬に而其押出之品んの能き事誰が見ても御召馬と見る美馬に而其後久頼公御召相勤候也御用達善五郎は往々御拂下けに相成候も父馬に致頂戴度旨兼而顔置候由被咄候事夫に付條而も高山孫左衛門は駿河國より養子に参りたる者に而御用人役迄相勤及老年願之上隠居に相成候而も御馬牽入候節は召候而色々御尋も有之其外も折々御機嫌伺に罷出候度毎に難事共有之由我等實母之祖父故折々爲咄聞候尤馬術は餘程勝れ居たる由在所に而は富士之牧有故歟馬の善惡見様も功者之趣也  
一午頭天王之事

是は川越ヶ之御遷座歟十日町先手組邊壹ヶ所鯨口御番所脇廣場へ壹ヶ所是は無足人組拔等色々交り居兩所共鎮守に而六月十五日祭禮有之双家數も多ければ氏子申合諸飾り物或は踊りと歟双方若物競て工夫し參詣人之多きを譽とす先手組には青木大吉片桐且作杯器用者にて飾り物自身致故兎角評判能方也祭禮中は町方より神酒其外奉納物多ければ皆湯茶の如く吞計りに而素機嫌之者なく二日三日と參詣人も追々減すれば氏子之若者大獅子面を冠り何れも一刀に而大勢尻り冠りに成氏子中へ舞込賽物を集め其機嫌に乘し鯨方最寄町方へ舞込柵屋と酒や舞込酒庫之大桶之呑口を抜たる事有り目付筋を申上候也御伺之上大勢御叱りに成りたる也十日町組之方にも同様之獅子有之候得共組々に小頭有故か御叱りを受たる事も無之由也故に鯨の獅子はあばれ獅子の名を取りたる也

一執筆掛見出張之内丸寫

明和六巳丑年八月十八日

御城繪圖被差出候處御附札を以八月廿一日御達之事

廿五日山形御取縮御修覆并御住居繪圖今日御用番様へ差出され九月六日御伺濟右は繪圖面無之而は分り兼る事なれとも十日町横町口杯之御番所脇御櫓臺躰之切石垣後之方崩れ落たるを見て何故積直さざるやと連レ之者に申たる處是は御伺濟に而御崩し懸に被成置かるる譯成由聞た事なれとも其人は考不出又御本丸御住居も御廣

間當番之節御住居中不殘拜見したれ共御小書院之後間幾間も有れ共疊もなく建具は骨計右手之御間も同斷雨戸も無き場所有之而御三階もあれど雨されともあぶ様に成り素とは御物見なるべけれ共御土居杉生茂り御庭を見たるす計り少しも見えず御取縮めに可成場と見ゆる分は素と奥向御住居歟と思はるゝ也御庭内西手の御土居裾之方に埋み門と云有り是は草生茂り内よりも其事不知は不心付御門也出口之方は木を立て芝を植たる物か外は少しも不知レ籠城之時之御用心口杯と云傳たる由也御本丸正面御立關と思敷御場所に鳥居様之竹に雀の木彫の御紋有り素とは如何成御普請か不知とも秋元家に成り而は内は不殘石疊に而三尺程之より檀計に而諸士之出入口也夫故御登城之節は中カ仕切之御門を御入に而大書院御椽側を御上りに成る事也右中仕切御門黒塀内右之方に小金杉と云目通り四五人抱有る杉にて最上公御植付に而も御城内外隨一之古木也御軍用金此下に埋有り杯云へと取るに足らざるべし

一永朝公御家督之節御内福の聞への如く御所替之大御入用は都而御有金に而相濟たる由御勝手御調帳に有之候得共其後御用途色々有之追々御手詰りに而大御改革迄之成行は此度奉差上候嘉永元戊申年九月書取之覺帳に委しく有之

一御家中三百石以上之者手間飼候様被仰出何れも飼候處享保十五庚戌年正月廿六日手馬御用捨有之而御儉約に付る也

一山形土地に不合草木は色々有る中に寒國故に暖地を好む品は都而六ツケ敷漆木は極土地に合益を生ずる故往來左右其二の丸内荒地日當り能場所は都而掃除方にて植入漆掻も御抱に相成り繁茂に連れ年々御益も増漆の性も宜敷由老木は伐木に成ても又其根より所々に芽を吹上げ別段肥養もなく壹度植れば絶る事なく實に國産と云へし漆の實も蠟に御拂に成る也

一最上紅花之事

御家中末々迄田畑を被下置候事故菜園地丈を除き他は紅花を作る習し故無人之方は格別春作は紅花を作る元徳用之譯に而多分紅花畑に成る半夏一つ咲と申て無間違咲也夫より二三日之内に咲揃を見てサンベと申て町方ポライ籠を昇ぎ數人買手入込在元々は花摘日雇も入込家中も賑ひ紅花は朝露の乾かぬ内に摘めは手も痛まず目方殖居賣方も都合能く買方に而も朝摘は紅の出方能き逆直を能く買入晝後迄懸り摘たるは少し直を安く買と云様成る工合有故日雇を入れても早く摘切る方却而徳たと云人

も有り女日雇何人歩行きても餘る事なく目に不立處潤ふ事不少右賣買之節は下男下女の取次に而不辨理故旦那も御新造も出て懸引する事通例之様に成町會所杯は四ツ時揃通例之處紅花中は九ツ時と觸出事に成り國産は御政事の一つの様に成り町方は日々買入夫を寝させ花餅に製し干返し致し一時は大に賑ひ在々も同様之事此紅花は干し上げ厚紙の袋へ入をもに西京へ廻しに成る最上の紅花交されは麗美成染色出來ざる事に成り居候由也

一 矢貝牛三郎 新居丈之進

右兩人前髪之儘御小姓に被召出振袖に而日勤いたし居候間御菓子は勿論風こま其外子供の欲しかる品々拜領物持歸候故其友立之者悉く羨し狩りし由

一 御家老 秋元新重郎殿

右御勤役中は平常御役所日々も先拂足輕貳人宛御連被成惡路之節は普請方に而歩み板詰御威光強く陰ては殿様を怖い杯と申居候由承る御住居は横町にて樋山氏裏御長屋二三軒打抜き一家と成し御住居之由

一 永朝君御殿内に御細工所出來居

御拵師 高井源右衛門

彫物師 佐野利八

右兩人江色々御注文品御拵させ御自身も被遊候而御樂み之由に而實父治部之允拜領之御煙管茂御細工之由金子揃關羽張飛之高彫に而金銀赤銅四分一真鍮赤かね悉く御手込之御煙管故大切に持傳へ候得共其後火も難有之焼失と被存候其外四國猿拜領之節之籠之由に而四方羅字作之品もちやば籠に用居候覺有之

一 古書借り受候間書拔置

六拾壹萬石余最上公拾四代にて近江大森にて五千石被下交代寄合拾四代居城年數合而貳百六十七年山形最上中之寺社之御朱印正徳年中松平大和守殿御取次に而慶安元年城主松平下總守殿を御渡有之右寺社之領地元來最上出羽守殿并御先祖を御寄附也最上に而は寺社之輩之大旦那は出羽守少將源義光朝臣次に松平大和守源直基朝臣此二代也

一 最上御家臣

四萬石を壹萬石取合拾六人

千石以上六拾七人

千石以上惣高合

五拾壹萬九千六百石

右以下はづらは敷に付除く事有

年號次第不同見出帳書拔

明和五戌年五月三日

一今度眞鍮錢吹替被仰付候間四文之替り通用致べく旨公義御觸之事  
同年七月廿四日

一五匁銀吹方被仰付同斷御觸之事

寛政酉九月十日

一壹萬石に付五十石之割合を以當成年より寅年迄五ヶ年積石致候様并御儉約之儀に付  
品々同斷御觸之事

天明元九月十三日

一御持槍拜領有之 岩田彦助

同申年十二月朔日

一五ヶ年之間御省略被仰出之事

明和五子年

一此度御所替に付御家中御引米被仰出

一山形宮町 組頭左兵衛祖母 妙嘉

當年百四才に相成に付生涯米三俵つゝ被下之  
明和六

山形三日町清三郎弟 源藏

於山形火附申候段及白狀候に付火罪之義同五日被仰出之事

但重罪御仕置場は銅町外れ御領分境傍示杭左之方柳林之内也

寛保二四月六日

一大殿様江御合力六千石御合力被成候段公義江御届候事  
寶曆十庚辰年

御用人格御用取次

一出奔一件之事 秋元平次郎

明和七庚寅年五月朔日

一御所替に付今日御朱印御頂戴之事

安永九庚子年十月八日

一武州御領分之内十二ヶ村御用に付御上知に相成爲替知同國之内羽生領拾四ヶ村渡り候事

明和元年七月廿一日

一川越仙波御宮御用掛り相勤候向々へ公義御時服一昨十九日拜領仕候處頂戴可仕旨於役所申渡候事

寺田理左衛門

檜家政之丞

岡本伊太夫

大木半兵衛

同二壬寅年十二月朔日

井伊掃部頭様

御家老

一 庵原助右衛門

父願之通隱居助右衛門家督御家老被仰付先格之通御太刀馬代差上候事  
同四亥年三月十七日

一深川御屋敷へ家造御伺濟御長屋建候に付御見分之事

一川越御領分相殘候川島領之内御小屋建候に付伺之事

延享二丑年御書上

一日比谷

惣坪數

四千百廿九坪余

一中屋敷

濱町

惣坪數

七千五百四十七坪余

一下屋敷

下谷  
池ノ端

惣坪數

四千九百廿七坪余

内千九百坪 拜領屋敷

三千廿七坪餘 抱屋敷

年貢地

家作園相濟申候伊奈半左衛門支配

一抱屋敷 深川海邊新田 名主 彌右衛門  
惣坪數六千四百四拾三坪

年貢地

家作園相濟申候伊奈半左衛門支配

名主 八郎右衛門

四谷角筈村

一抱地 惣坪數貳萬七千廿六坪

年貢地

園取拂建家六拾三坪

芝村藤右衛門支配

名主 與兵衛

御屋敷替之部書拔

正徳六丙申年但七月享保と改元

四月廿二日

一伊皿子御屋敷松平内匠守様と御取替被成候に付被遣候事  
享保十七壬子年

七月八日

一公儀へ御願被差出關口御屋敷被差上今日御引渡之事  
延享四丁卯年

六月朔日

一殿様御役屋敷神田橋内本多伯耆守御屋敷御拜領被遊候事同十六日御屋敷受取  
同十九日御移徒同廿一日日比谷御屋敷中務大輔様江御渡

同 九月二日

一西丸御連判被蒙仰御名御改御屋敷替被仰出  
同 十一日

一松平因幡守様御屋敷御受取同十六日御移徒  
寶曆十一辛巳年

三月五日

一 龜井戸天神脇拂屋敷被成御調表向は御出入町人高井源右衛門抱屋敷に被仰付候事

但代金貳百五十兩廣ケ金拾三兩壹分錢貳百七十貳文入用也明和五戊子年三月廿六日同人手に而御拂に相成候事

明和四丁亥年

八月十六日

一 田沼主殿頭様御跡吳服橋内御屋敷御拜領同廿日神田橋御屋敷主殿守様江御引渡九月七日吳服橋御屋敷御受取之事

### 山形雜記 卷之下

#### 目 録

一 天保四巳年凶年之事

一 御代官大貫次右衛門殿江御城米御渡一件

一 御老中水野越前守様土井大炊守様堀田備中守様御勤役中御觸之寫

右に付武州御殘地山形にて御替知に相成候事

一 於長谷堂村馬之子取之事

一 於久保手ヶ原ニ兎狩之事

同所沼にて鯉鯰飼候事

一 享和元酉年永朝公御歎願寫し之事

一 文化三寅年右同斷

一 濟川院様御代々御家老相勤候名前調之通り

- 一 館林士族家祿之事
- 一 安政六未年於吳服橋御屋敷槍術大寄せ之事
- 一 大殿様御隠居に付御合力米之事
- 一 化城院様御老中之節御到來馬之事
- 一 上州惣社々甲州谷村へ御所替之節御供仕候足輕名前之事
- 一 武州於御烏飼塲鐵砲に而鳥取候者召捕御褒美之事
- 一 萩原與五右衛門家再興之事
- 一 御家之内一列之家御定之事
- 一 萬石以上自分仕置御免之事
- 一 惣社元景寺へ御寄附地之事
- 一 羽州御國繪圖調之事
- 一 同御巡見使御出之事
- 一 於町會所吟味被遊御聞候事
- 一 山形旅籠町へ娼妓御免之事

二

## 山形雜記 卷之下

### 山瀨遊圃選

#### 一天保四己年凶年之次第

同年は春より何と無く氣候引立不申曇天冷氣或は霖雨六月に至而も裕に而も單に而も吉しと申程之事度々有故役所出席之節御地方役御代官様抔作方之様子のみ案し咄合居候得共草立之様子は思之外勢分も宜敷土用之照り込次第に而は違作にも成間敷哉其事のみ申暮居候處土用に至ても例年より暑氣薄く雷氣も無く草生へ育ち最中なから伸ひ過ると申事にもなく次第後れと成たる故格別之事には至る間敷懸目に返し居位之處仙臺米澤邊も同様之季候と見へ何所も用心之爲出穀留と相成村山郡中は勿

一



論俄に入米無之故山形市中金満家は買溜候氣に成日々米價沸騰いたし其内に秋に成  
 稻は暑氣足らぬ故青立之形ちを顯し米價は益々引揚げ穀屋は賣米之元を買込事不叶  
 無據商買休者多く極貧者は米を三日食はぬ杯と云者も有之由廻り同心より申出又は  
 乞食体之者行臥れ有之由所々届出檢使騒き夫々御領分帳外之者戸毎に改爲立退町  
 々役人に申付實に極貧之者江米さへ有れば買はれる者とを爲調町中三ヶ所江御救役  
 所を役同心并役人を爲詰米は壹人前何程粥も何程と安拂に致尤粥は全々御救に被下  
 囉ひに參候者米粥之鑑札を渡し其者共居宅へも厚紙に米と言字を大字に認油を引下  
 けさせ粥札も同斷軒下へ下けさせ日々爲渡候事に成ても畑作物之小盜多く中に者無  
 宿等は小盜致し牢に這入れは御上賄に而結構位之盜人多く毎日召捕參り牢屋に滿中  
 々繁忙に而手廻り兼候に付火方御者頭申談一度吟味致小盜致候旨申立候得は直く口  
 書に不致片鬢片眉剃落し以後立戻申間敷旨之受書を取御領分境より追拂候新略法を  
 立伺濟寛辨に成而も御領分貧民へ三座之御救場を設たる上は一日も休事難く町方切  
 者之者を見立諸方へ米買方に廻し候而も近國穀留故賣人無之無據加藤武兵衛は越後  
 國へ附屬之者召れ出役之處積雪之時分峠に而痲痛起り歩む事不叶馬駕籠は利かず無

據脊負人足を雇峠を越す程之始末なれば思之外手間取れ様子分り兼三座之有米を尋  
 れは最十日位は持つ杯と云事もありて其主役之身に成ては我身之煩々苦敷様も寢兼  
 る事多く大御職土屋勘右衛門か山形之景況申陳旁出府被仰付三人顔を揃る事更に無  
 之我等は見習役中之事故以前被勤たる振合功者之人時之加人申立たる處當時大目付  
 役東嘉右衛門下役に而は熊谷五郎作野村章平被仰付雜事を爲取計酒造家には減石造  
 申付濁酒隱作り等嚴敷改穀之不潰を專一に致精々役所無休日相勤居候處加藤手に而  
 は高直には成候而も千俵程之買入出來運送之爲下役共を殘し武兵衛方計被歸土屋氏  
 は於江戸表庄内之大守酒井左衛門尉様之御家來へ談御同家は酒田湊より年々御船廻  
 之内爲替に願込江戸に而は當方買入米を以相納御廻米之内を酒田を最上川登せにて  
 船町河岸にて受取候事に約定出來余程之俵數集り候事に相成其節土屋氏之手にて糧  
 物之爲ひじき數俵買參られ望人に賣渡違作なからも雜穀も出來御收納は御用多之中  
 故檢見に不致御勘辨引之事に致違作之多少に寄此村は何拾俵引と御地方御代官役等  
 へ念入村々御引高位附爲致伺濟に而申達爲納候處穩に相濟候得共定免御收納は多  
 分減に相成候得共御家臣御扶助には御間に合候得共御拂米之御有余至て少く夫故ご

の役所に出而も困つた／＼か通談に成又高祿に而家内少之者は平年壹俵代金壹分内外之物が次第に上り金壹圓内外之高直に走りたる故大に利を得し者も有之貧人は益々迫り人氣穩かならず又在方八ヶ村は百姓一色渡世故長谷堂村南館村松原村飯塚村小白川村等貧村に茂無之雜穀糶米等貯も有之故格別夫食ねだりも不致新山村菅澤村は山附故少々宛安米拂を遣し取分狸森村は山中故百合根芋之類も堀盡し無據松のあま皮を剝夫に糶米を春交食し或は草類も鹽煎して食し人體青ふくれに成人の氣艶無之旨廻り之者届出候に付實に不敏此上もなき故名主呼寄米貳拾俵と覺爲救遣始はゆるき粥にして給追々米を多く給さする様に教遣し其節松皮團子貳つ三つ持參に付役所詰合之者少々宛味候處吞込めざる者多かりし

右之通り兩同役骨折に而俵も追々着に成譯故一と先安心之處庄内鶴ヶ岡江御爲替御承知之御挨拶旁右米受取之手筈申談參候様新左衛門御使者被仰付申談歸宅之處程立仙臺御領は山形より遠作強き故歟來年之種粃御不足に付融通之御願懸合有之御隣國之事故其通被致進上候處天保五年爲御挨拶正米三百俵被進候由被仰遣又新左衛門御挨拶之御使者六月朔日被仰付罷出藤場と申御米庫に而三百俵受取運送方之義申談

候處夫茂申付置候由に而一々しなたを以上包被申付廿里程有之笹や峠を牛附にて追々着有之候得共多分之牛泊め所に差支二の丸廻り芝原に杭を打並へ夫々繫留たる處中に荒牛有之杭を引拔角戰を致其近間之牛もあばれ出し大騒動之事有り夫を見ん爲家中に而は家内子供迄出し事有り

一御料所江御城米御渡一件

翌午の三月頃と覺兼而山形城に附け渡りに成居候御城米之内貳千七百三拾三石餘村山郡東根御代官大貫治右衛門殿被仰立御支配所百姓御手當に御願濟に付同御陣屋元江役手代衆出張被致候由書通有之其日限に至り出張有之本陣小清水庄藏方へ引受同所廣庭江右米爲持運塀積致し出張役人衆兩三人少し間を置當方御役人大目付町郡奉行勘定奉行等何れも廣庭へ向ひ一行に列し東根百姓惣代野田村新藏罷出塀積之米性差竹を以改始候處其中に壹俵差竹之通らざる俵有之其俵をたろし切開たる處五六貫俵も有之俵形りに長き石入有之並居たる満座何れも驚き顔と顔見合手代衆も何共不申故其節新左衛門様より飛下り中札は無き哉と爲尋候處宮町何某納と出たる中札入有之此者直召捕候様下役へ申達又上りて右之替俵差出候は御受取に可相成哉承候處

替俵に而受取方は無子細旨被申候間手續之通り受取渡始居候内納主召捕引付參り候由一先つ牢に入置候様申付置無滯引渡相濟依之右罪人立合御吟味可被下哉と承り候處俵數無滯御受取相濟候上者御取締之義は御一手に而宜旨被申聞畢其翌早朝より米運人馬數百余り附出候處御領分銅町御堺迄人馬相續を見る者公邊より御預り米之譯知らぬ者都而上みを御怨み申上候様之氣味見へ候間同役申合武兵衛新左衛門兩人御用番下江彦太夫殿へ罷出右之人氣勤摠之次第申陳當年新穀迄は餘程日合も有之義に付右引渡殘米之内を御内に御差加被下度旨懇々相願候得共中々御承知無之若萬一之義有之候は、私共罪を引受肚腹可仕旨迄御迫り申述候而も御承引無之寛政之度公邊を被仰出萬石に付五拾石割之備石は御自分米之事故願方に寄り叶候事も可有哉何れ早速同列可及評議旨被申聞引取候事有之其中故家中に而も冥利の爲七分通りも糧を用たれとも御厚恩に而白米杯用馴たる口々は味能きすましに而もかけ給度様に而隨分ますき物也

一無足人に而小野田東作と申者仙臺領餘程米直段違故仙臺江米を送らんとして荷拵も心付て附出し候處新山番所にて見咎右之吟味被仰付於白洲右荷物切解米顯れ永之御

暇に成りし事有り

前書飢饉一條に付而は民政之向役に而は高下に下拘繁忙心配を致し候處下方に而も追々暮し馴人氣も穩に成候故翌正月十一日夫々御賞も有之一端事濟ても右御救米代金多分御下け故御勘定奉行丹精金と唱非常御備金迄御差出し相成此上御定用にも御差支之場合に至り候間何と歎下方を納り方は有る間敷哉之旨度々年寄衆を御尋も有之候得共餘りの面に而も是迄之御仁恵に反し却而御徳義を損し候儀も可有哉と評議區々之處老衆に而も色々御勘考之上古來を有常平倉義倉二法之書被下ケ評議致見候様被申候間會所に而致評議候何れも差倉義力之法に一致し夫に付而も是迄之勞れも有る中故並々之事に而は行届間敷に付三拾三町を三つに分け奉行三人に持場を振分下役も壹人つゝ分ケ下役も高ふらず自身に持場へ見廻り深切に説得し極貧にて元手に困る者へは見計ひ少々宛も貸渡し煽動し器量一盃に人氣を引立三手勵み合之仕方に致し義倉へ積穀爲致候は、可然と年寄衆江申述候處御聞届故持々町役人江爲申談候處存之外氣受能く七日町追手兩側は奥引少き故歎貧人多故先つ向つて左側は軒下に流水も有之故其建家地面を買取拾間程之土藏二戸前建何れも白壁故見付も能く成日

懸月懸けに而餘程儀も殖行には西側迄も庫を建並ふる息込を見せ俱に樂み居候處弘化二年十一月晦日館林江御所替被爲蒙仰翌三年丙午年正月廿五日日々御用被仰付館林江先立致候事故其後之事は都而しらす

十七日

一 水野越前守殿御口達之趣書取之寫

御奏者番衆

寺社奉行衆

御料所之内薄地多く御收納免合相劣殊に近年品々之御用途差湊候折柄に候得共厚き御趣を以御勝手向に相響候不被爲厭御貸付金御仕方替并十組問屋之内冥加之類若干免除被仰出都而上を損下を益候御仁政上代に不恥美事之一統難有奉存候然る處銘々領分に高免之土地も有之候は畢竟神祖盛慮を以封建之制度確乎と相定り其上御代々之御恩澤に而加地等頂戴候得共御治世後間も無之時故分封又は倉廩充實之節被恩賜候義に而其後移封等に増減有之候而も當時御領所も私領之分高免之土地多く有之候而は不都合之義と奉存候縱令如何様之御由緒を以被下又は家祖共武功に而頂戴候領

地に候共加削は當御代之思召次第之處右御由緒を破て申立候は事態を不辨に相當り殊に銘々數代御厚恩を蒙り居御勝手向之義は毫髮不顧收納多分有之を一己之餘潤とのみ心得候筋は有間敷事に候元來家族奴僕之扶助可成に出來御軍役高並相勤候得は事足候義に而既に享祿度は上米も被仰付候處此節右様之御沙汰無之を能事と心得黙々己之利を固執仕候者人臣之分とは難申被是恐懼無限候間何と可願方も可有之哉と含居候處幸此度江戸大坂最寄爲御取締上地被仰付右領分其餘飛地之分にも高免之場所も有之御沙汰次第差上代地之義如何様に而も不苦候得共三つ五分の宜場所に而は折角土地相願候詮も無之候間御定之通り三つ五分に不過土地被下候得は難有安心可仕候偏に神祖封建之盛慮は不及申に御代々守成又は更張之御經營故銘々無盡之御徳澤に浴し申候事聊之代地等に而奉酬とには無之候得共區々之誠悃御許容被成下候は難有仕合奉存候

右之趣越前守大炊守備中守相願候處兼々諸臣迷惑之筋深く被爲厭候御趣意に候得共此度江戸大坂御城最寄上地被仰付候は御損益に關係候儀には無之從來御規定之領地割追々紛亂候に付全く爲御取締爲據被仰出實は御不本意之義に被思召候事故右願之